

令和4年第3回美幌町議会定例会会議録

令和4年3月 2日 開会
令和4年3月17日 閉会

令和4年3月2日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 承認第 3 号 専決処分の承認について
[令和3年度美幌町一般会計補正予算(第16号)]
- 日程第 5 同意第 1 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第 6 同意第 2 号 美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第 5 号 町道路線の廃止について
- 日程第 9 議案第 6 号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 10 議案第 7 号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議案第 8 号 美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 12 議案第 9 号 令和3年度美幌町一般会計補正予算(第17号)について
- 日程第 13 議案第 10 号 令和3年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 14 議案第 11 号 令和3年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 15 議案第 12 号 令和3年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 16 議案第 13 号 令和3年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 17 議案第 14 号 令和3年度美幌町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第 18 議案第 15 号 令和3年度美幌町病院事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第 19 議案第 16 号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第 20 議案第 17 号 美幌みどりの村条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 21 議案第 18 号 美幌町奨学金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 22 議案第 19 号 指定管理者の指定について(美幌峠レストハウス展望休憩室)
- 日程第 23 議案第 20 号 指定管理者の指定について(美幌ターミナル物産センター)
- 日程第 24 議案第 21 号 指定管理者の指定について(美幌みどりの村)
- 日程第 25 議案第 22 号 令和4年度美幌町一般会計予算について
- 日程第 26 議案第 23 号 令和4年度美幌町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 24 号 令和4年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 25 号 令和4年度美幌町介護保険特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 26 号 令和4年度美幌町公共下水道特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 27 号 令和4年度美幌町個別排水処理特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 28 号 令和4年度美幌町水道事業会計予算について
- 日程第 32 議案第 29 号 令和4年度美幌町病院事業会計予算について

(令和4年度町政執行方針)

(令和4年度教育行政執行方針)

日程第33 一般質問

1番 戸澤義典君

○出席議員

1番 戸澤義典君	2番 藤原公一君
3番 大江道男君	4番 高橋秀明君
5番 木村利昭君	6番 伊藤伸司君
7番 坂田美栄子君	副議長 8番 岡本美代子君
9番 稲垣淳一君	10番 古舘繁夫君
11番 上杉晃央君	12番 松浦和浩君
13番 馬場博美君	議長 14番 大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 平野浩司君	教育委員会 会長 矢萩浩君
農業委員会 会長 千葉正美君	選挙管理委員会 会長 松本光伸君
監査委員 高木清君	

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長 高崎利明君	総務部長 小室保男君
町民生活部長 後藤秀人君	福祉部長 河端勲君
経済部長 石澤憲君	建設部長 那須清二君
病院事務長 但馬憲司君	事務連絡室長 志賀寿君
会計管理者 西俊男君	総務課長 関弘法君
危機対策課長 弓山俊君	政策課長 斉藤浩司君
財務課長 吉田善一君	町民活動課長 佐々木 斉君
戸籍保険課長 立花良行君	選挙管理委員会事務局長
社会福祉課長 片平英樹君	税務課長 菅敏郎君
農林政策課長 田中三智雄君	保健福祉課長 中尾 亘君
農林委員会事務局長	みらい農業課長 午来 博君
商工観光課長 影山俊幸君	建設課長 御田順司君
環境管理課長 鶴田雅規君	上下水道課長 石山隆信君
病院総務課長 以頭隆志君	地域医療連携課長 高山吉春君
事務連絡室次長 横山聖二君	教育部長 遠藤明君
学校教育課長 多田敏明君	学校給食課長 佐々木鑑仁君
社会教育課長 松尾まゆみ君	スポーツ振興課長 浅野謙司君

博物館課長 鬼丸和幸君
監査委員事務局次長 小室秀隆君

監査委員事務局長 遠國求君

○議会事務局出席者

事務局長 遠國求君
議事係長 高田秀昭君
議事係 新田麻美君

次長 小室秀隆君
庶務係長 村田剛君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第3回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番上杉晃央さん、12番松浦和浩さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月22日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 令和4年第3回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る2月22日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本日、2日、第1日目は、初めに町長から行政報告を受けます。その後、承認第3号専決処分の承認についてから、議案第15号令和3年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてまでを審議します。

令和3年度関連議案の審議後に、令和4年度関連議案である議案第16号オホーツク町村公平委員会規約の変更についてから、議案第29号令和4年度美幌町病院事業会計予算についてまでの14件を一括上程した後、町長から町政執行方針、教育長から教育行政執行方針を受けます。

その後、一般質問に入りますが、通告順に、戸澤義典さんの1名を予定していま

す。

第2日目、3日は、前日に引き続き一般質問を行い、藤原公一さん、木村利昭さん、私、馬場博美、伊藤伸司さん、松浦和浩さんの5名を予定しています。

第3日目、4日は、第2日目に引き続き一般質問を行い、上杉晃央さん、稲垣淳一さん、大江道男さん、坂田美栄子さん、高橋秀明さんの5名を予定しております。

第4日目、5日土曜日及び第5日目、6日日曜日は、休日休会となります。

第6日目、7日は、令和4年度関連議案の説明を受けます。

第7日目、8日は、第6日目に引き続き令和4年度関連議案の説明を受け、説明終了後、本会議を休憩し、各議員が議案の疑問点整理を行います。

第8日目、9日は、第7日目に引き続き本会議を休憩し、各議員が議案の疑問点整理を行います。

第9日目、10日及び第10日目、11日は、各議員が議案の疑問点を整理し、資料を要求したのに対して関係部局が資料を作成するため、議決休会とします。

第11日目、12日土曜日及び第12日目、13日日曜日は休日休会となります。

第13日目、14日から第16日目、17日は、令和4年度関連議案の質疑を行います。質疑終了後、本会議を休憩し、会派等による審議を行います。その後、本会議を再開し、令和4年度関連議案の表決を行った後、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、意見書の提出を求める要請・陳情を4件受理していますので、その取扱いについて報告いたします。

北海道町村議会議長会からの地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の要請については、意見書案を作成し、本定例会において審議することといたします。

なお、付偉形さんからの中国で不法に逮

捕されている母（毛嘉萍）の早期救出を求める意見書提出の陳情、特定非営利活動法人日本ウイグル協会からの中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書提出の陳情、靖国神社国営化阻止道民連絡会議からの日本国憲法の尊重・擁護に関する要請につきましては、資料配付の措置といたしました。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日3月2日から3月17日までの16日間としますが、議案審議の進行状況によっては、日程を順次繰り上げるなど、調整することもありますので、御承知お祈りいたします。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な定例会であり、会期16日間の長丁場となりますが、慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応をお願い申し上げます。議会議事運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会議事運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から3月17日までの16日間とし、疑問点整理及び資料作成に要する日程確保のため、3月10日から3月11日までの2日間を休会とすることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議会議事運営委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、会期は本日から3月17日までの16日間とし、3月10日から11日までの2日間を休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、松本選挙管理委員会委員長、千葉農業委員会会長、所用のため明日以降、高木監査委員、所用のため明日欠席の旨、それぞれ届出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコン使用を許可しておりますので、併せて御承知お祈りいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和4年第3回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に御寄附についてであります。

昨年12月、東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様から、町の教育充実のために役立てていただきたいと300万円の御寄附をいただいたところであります。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に

沿って活用してまいりたいと存じます。

第2に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスの感染状況は、昨年未まで落ち着きを見せていたものの、本年に入ってから感染力が強いオミクロン株の影響により、全国的に感染が急拡大いたしました。

北海道より1週間ごとの感染者数が公表されておりますが、全道の新規感染者についても増加が続き、全ての振興局管内で多くの感染確認が続いております。

本町におきましても、本年に入り新規感染者の確認がなされ、また、町内初となるクラスターが町内の医療機関において発生するなど、本年1月9日以降において、これまでに非常に多くの新規感染者の確認がなされております。

感染された方々には一日も早い回復を心から願うとともに、感染した方やその家族等の詮索、誹謗中傷などはこれまで同様に厳に慎んでいただくことが必要と考えております。

誰もが、いつ、どこで感染してもおかしくない状況の中、不安を抱えての生活が続いておりますが、町民一丸となって改めて基本的な感染防止行動の徹底を図り、感染拡大の未然防止に努めることが、今、何より重要なことであります。

町では、保健師による健康相談をはじめ、希望される方へ新型コロナウイルス感染症に係る検査キットの無料配布を行うなど、町民の皆様の不安を解消するための対策を行っております。

また、感染拡大の未然防止策として最も大きな効果が期待されているのがワクチン接種であります。

本町では、3回目のワクチン接種について、昨年12月から医療従事者、高齢者施設の入居者及び従事者から接種を開始し、一般の皆様につきましては、高齢者の方から順に2月19日より接種を開始し、併せ

てエッセンシャルワーカーについても優先して接種を開始しているところであります。

集団接種につきましては、毎週土曜日、日曜日に、4月まではしゃきっとプラザで、5月以降はコミュニティセンターにおいて実施し、併せて個別接種につきましても、町内の1病院、3医院におきまして順に接種を開始しております。

ワクチン接種につきましては、あくまでも任意であります。国において高い発症予防効果や安全性についての知見が示されており、感染拡大を防止する有効な手段になるものと考えております。

引き続き、多くの町民の皆様に接種の機会を得ていただけるよう、ワクチン接種の勧奨に努めてまいるとともに、美幌医師会をはじめ、各方面の皆様との連携と情報共有を図りながら、早期に、そして速やかに接種を行うことができるよう取り組んでまいります。

今後におきましても、町民皆様の命と健康を守るため、ワクチン接種をはじめとした感染拡大防止対策を積極的に進めながら、併せて社会経済活動との両立に向け、必要な支援策を講じ、一日も早く日常や生活を取り戻していけるよう職員一同全力を尽くしてまいりますので、重ねて御理解と御協力をお願い申し上げます。

第3に、北京2022オリンピック冬季競技大会出場結果についてであります。

去る2月4日から20日まで中国・北京で開催されました第24回オリンピック冬季競技大会に本町出身の選手2名が日本代表として出場しましたので、その競技結果について御報告いたします。

まず、前回の平昌大会に続き2大会連続出場となるスピードスケート競技の一戸誠太郎選手であります。3種目に出場し、まず、男子5,000メートル12位、次いで、男子1,500メートルにおいて10位、そして、初出場した男子マススタート

では右膝に痛みを抱えながらも8位に入賞する見事な結果を残してくれました。

今回のオリンピック出場は、上位入賞の手応えをつかみ挑んだ大会でありましたが、世界の壁は想像以上に高く、メダルには手が届かなかったものの、日本男子中長距離界のエースとして、持ち前の粘り強い滑りと最後まで諦めない姿に多くの町民は感銘を受けました。

次に、オリンピック5大会連続出場となるクロスカンリースキー競技の石田正子選手であります。4種目に出場し、まず、女子15キロメートルスキーアスロン複合競技において27位、次いで、女子10キロメートルクラシカル競技において27位、女子4×5キロメートルリレー競技において11位、そして、大会最終日の女子30キロメートルマスタートフリーにおいては26位という結果でありました。

これまで日本女子距離スキー界の第一人者として先頭を走り続け、本大会においても日本選手を牽引しながら、豊富な経験と不屈の精神により、最後まで世界の強豪と競い合う姿に多くの町民が感銘を受けたところでもあります。

本大会においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から現地での応援は叶いませんでしたが、美幌町オリンピック・パラリンピック選手後援会主催のテレビ応援鑑賞会において、御家族と少年団関係者が一つになり熱い応援が行われました。

このたびの出場は、一戸選手、石田選手の並々ならぬ努力と、それを支えられた所属会社、チームスタッフ、関係諸団体、そして、御家族の御尽力の賜物であり、心より敬意を表する次第であります。

両選手の輝かしい勇姿は、多くの町民の皆さんに勇気と感動を、そして、子供たちに夢と希望を与えていただきました。

今後とも、一戸選手、石田選手におかれましては、世界の大舞台でのさらなる活躍を心から御期待申し上げ、北京2022オ

リンピック冬季競技大会出場結果の報告といたします。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

まず、令和3年度に関わる案件といたしましては、専決処分承認について。

承認第3号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第16号）については、町道除排雪作業等のため急を要したことから、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任については、奥山公敏氏が本年3月31日をもって任期満了となることから、新たに五島巧氏を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原智晴氏が本年3月25日をもって任期満了となることから、引き続き原智晴氏を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、柰師美和子氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き柰師美和子氏を推薦いたしたく、御意見を賜りたいのであります。

町道路線の廃止について。

議案第5号は、日並地区の第871号道路について、公共的利用状況にないことから、町道路線の廃止をしようとするものであります。

条例の制定について。

議案第6号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、令和3年度の人事院給与勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて、美幌町議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第7号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

は、1点目は、令和3年度の人事院給与勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、美幌町長等の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

2点目としまして、令和3年12月に発生した病院事業における物品購入等に係る支払い遅延に対し、町民の皆様への町に対する信用を大きく損ないましたことに責任の重さを痛感し、心からおわびを申し上げ、行政の最高責任者である私及び職員の管理監督者としての副町長の給与の一定額を減額するための改正を行おうとするものであります。

今後は、組織一丸となって徹底した再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいります。

議案第8号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、令和3年度の人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。また、時間外勤務手当の1時間当たりの算定基礎額について、寒冷地手当を含める所要の改正を行おうとするものであります。

令和3年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、地方交付税の追加交付に伴う財政調整基金への積立金として1億1,228万円を、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る抗原検査キットの追加購入経費として326万7,000円の増額をはじめ、事務事業の確定に伴う整理、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の変更などを行おうとするものであります。

特別会計及び企業会計につきましては、国民健康保険特別会計については、直営診療施設繰出金の増額などを、介護保険特別会計については、施設介護サービス給付事業負担金の減額などを、公共下水道特別会計については、建設事業費の確定に伴う減額などを、個別排水処理特別会計について

は、個別浄化槽設置工事費の確定に伴う減額などを、水道事業会計については、水道管路整備事業費等の確定に伴う予算の整理を、病院事業会計については、新型コロナウイルスワクチン接種等に係る予算の整理をそれぞれ行おうとするものであります。

次に、令和4年度に係る案件といたしましては、規約の変更について。

議案第16号オホーツク町村公平委員会規約の変更については、構成団体の経費負担について、特定の事務を要する臨時的経費に対する取扱いを新たに整備することに伴い、規約を変更しようとするものであります。

条例の制定について。

議案第17号美幌町みどりの村条例の一部を改正する条例制定については、休憩施設を新たな用途に活用するため、みどりの村の施設から除くこと、また、森林公園の利用者拡大を図るため、休村日について所要の改正を行おうとするものであります。

議案第18号美幌町奨学金条例の一部を改正する条例制定については、奨学金の利用促進を図り、さらなる教育環境を整えることを目的に、貸付け上限額及び償還期間について改正を行おうとするものであります。

指定管理者の指定について。

議案第19号美幌峠レストハウス展望休憩室については、本年3月31日をもって指定期間が満了することから、引き続き美幌商工会議所を指定管理者に指定しようとするものであります。

議案第20号美幌ターミナル物産センターについては、本年3月31日をもって指定期間が満了することから、引き続き美幌観光物産協会を指定管理者に指定しようとするものであります。

議案第21号美幌みどりの村については、本年3月31日をもって指定期間が満了することから、引き続き一般財団法人美幌みどりの村振興公社を指定管理者に指定

しようとするものであります。

なお、令和4年度各会計予算につきましては、後ほど令和4年度町政執行方針において総括的に御説明の上、各議案につきましては、逐次、御説明申し上げますので、慎重なる御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願申し上げます。

○議長（大原 昇君） ただいまの行政報告、北京2022オリンピック冬季競技大会出場結果についての質疑を許します。

質疑は、1人3回までといたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第3号

○議長（大原 昇君） 日程第4 承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の3ページになります。

承認第3号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

4ページをお開き願います。

専決処分書。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第16号）について、町道除排雪作業等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は令和4年2月9日付でございます。

専決内容について御説明いたしますので、5ページを御覧ください。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第16号）。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、1月の降雪量が平年を大きく上回り、5回の一斉除雪を行うなど、町道の除排雪に要する経費に不足が生じる見通しとなりましたので、今後の除排雪作業に支障を来さぬよう、所要額を追加しようとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億1,941万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の14、15ページをお開き願います。

3、歳出になります。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、3、除雪対策事業費の増、燃料費350万円につきましては、直営車両による除雪、排雪等の稼働時間の増加に加え、原油価格の高騰により燃料費に不足が生じる見通しにあることから、所要額を追加いたします。施設維持管理等委託料、除排雪委託料2,860万円は、当初予算におきまして一斉除雪を5回と見込んでございましたが、1月に一斉除雪を既に5回実施したほか、排雪作業を行うなど、予算に不足が生じる見通しにあるため、委託料を増額いたします。

次に、12款職員給与費、1項、1目職員給与費、2、会計年度任用職員給与支給事務費の増、その他手当130万円につきましては、除雪作業に従事する会計年度任用職員の時間外勤務手当の追加になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書の12、13ページにお戻りを願います。

2、歳入になります。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目、1節の財政調整基金繰入金3,340万円は、今回の補正予算に係る財源として財政調整基金からの繰入れを行うものであります。

なお、参考資料の11ページ、資料5に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、承認第3号について御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 今回、除排雪の追加分の予算ということですが、除排雪の基準について改めてお聞きしたいと思えます。

2月20日の午後以降、暴風雪になるということは事前にニュースでも報道されて、十分承知していたと思えます。それにもかかわらず、次の日の21日月曜日に除雪されておらず、平日ということもあり、町内の通勤者など大多数の人が非常に苦労していたと思えます。

また、22日と23日連続で除雪をしましたが、23日の除雪はほとんど雪がないところをかいて行って、ただ間口に硬い重たい雪を置いていただけという状況だったと思えます。私に言わせれば、もう1日ずれて、21日の朝には道路が空いている状況が一番理想だったと思うのですが、その辺を含めて、除排雪の基準についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） お答え申し上げます。

爆弾低気圧と先日の降雪の関係かと思

います。

確かに、20日の朝方近くから急遽、風のついた雪が降りまして、翌21日も日中ふぶいている状況でございました。

こちらとしましても、まずは郊外のほうの路線を空けるために直営の作業職員等、早朝から動いた段階ではございますが、吹雪の影響で視界がとても悪いということで、途中で帰ってきている経過もございませぬ。日中かなりの時間ふぶいていたことございませぬので、その日の日中除雪はやらなかったという状況でございませぬ。

また、22日の2回連続のときの2回目の除雪でございませぬが、その後、暖気が来ることが予想されていませぬので、1回目の除雪で取り切れなかつた下部分を削っておくことで、その後の暖気によるぐちゃぐちゃになってしまうものを防ごうと実施したものでございませぬ。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 確かに、視界は非常に悪い状況でした。でも、視界がある程度開けるときもあつたのです。だから、時間はかかるかもしれないですから、ましてや間口除雪までやる必要はないと思えますが、1回走るだけでも大分違つたのかなと思えます。私も、日中、脇道に入つたら、雪の影響で動けない車を多数目撃してございませぬし、歩道も除雪されていないものですから、車道にわざわざ出て歩く人もいたのです。交通安全上もよくない部分が非常に散見されたのです。

ということで、時間を午前0時からと限らず、1回空けてもらえれば大分楽だつたと思うのですけれども、その辺の対応はできなかつたのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございませぬが、一斉除雪等の基準等につきましては、前日の16時までには状況を把握いたしまして、各業者に連絡をして

一斉除雪をするという体制で今まで取り組んでございます。

といいますのは、美幌町の町道等、あとは機械の保有等の状況を考えますと、0時からでないで一斉除雪の全線の開通が学校の通学時間等までに間に合わないという状況がございますので、一斉除雪については0時から出動するというところで行ってございます。

今回の件に関しましては、前日の16時の時点におきましては、周りの町村等では警報等が出ていたりということがございましたが、美幌町はそのような状況にはないということで、判断させていただきました。そして、実際はどうだったかといいますと、確かに0時から朝方までは雪はほとんど降らない状況でございまして、朝方になって急激に積雪が増えましたので、21日の一斉除雪は行わなかったという状況でございまして。

ただ、先ほど課長からも御説明いたしましたとおり、非常に風雪が強まって、機械が走れる状況にないということで、郊外にも一部出ていったけれども、除雪ができなくて戻ってきたような状況もございました。そんな状況から、日中、太い道路を空けるような対応もできなかったということでございまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 先ほど説明がありました除排雪委託料2,860万円は何回分の一斉除雪が入っているのかということと、専決処分してから既に何回実施して、残りの予算が何回分ぐらいあるのかという実施状況について御説明ください。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございまして、今回の専決処分につきましては、一斉除雪の回数を2回分ということで計上させていただいております。

そのほかに排雪費用も専決処分をさせていただいております。

専決処分後、先ほど御質問があったとおり、2月22日、23日と既に2回一斉除雪に出てございますので、一斉除雪の費用としましては執行済みということになってございますが、現在、排雪費用の執行残等がございますので、今の状況でいきますと、あと一、二回ぐらいの排雪費用等を考えて一斉除雪には対応できるかなと考えてございます。ただ、今後の雪の状況によっては足りなくなることも考えられますので、その際には改めて専決処分等の対応をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第5 同意第1号

○議長（大原 昇君） 日程第5 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案の16ページでございまして。

同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

オホーツク町村公平委員会委員奥谷公敏氏は、令和4年3月31日をもって任期満

了となるので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、五島巧氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第2号

○議長（大原 昇君） 日程第6 同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案の17ページでございます。

同意第2号美幌町固定資産評価委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員原智晴氏は、令和4年3月25日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、原智晴氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） この間、四、五年間、固定資産評価審査委員会の中で、町に対して不服申立てなどがあつたのかどうか、その状況があれば件数についてのみお知らせください。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） たしか3年前に1件、土地の部分で申立てがございました。

訂正いたします。

年数については、今、手元に資料がございませんが、直近では土地について申立てがあつた現状がございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第7 諮問第1号

○議長（大原 昇君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案の18ページでございます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員桒師美和子氏は、令和4年6月30日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、桒師美和子氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、適任と答申することに決定しました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第5号町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の19ページをお開き願います。

議案第5号町道路線の廃止についてを御説明申し上げます。

道路法第10条第1項の規定により、町道路線を次のように廃止しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第5号関係。

日並地区の第871号道路につきましては、一般交通の用に供する必要がなくなったと認めることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、当該路線の全部を廃止しようとするものです。

路線位置でございますが、道道福住女満別線から東側、図面上部中央の黒丸を起点といたしまして、道道東藻琴豊富線の先、図面右下の矢印までの太線の区間、路線延長2,178メートルとなります。

本路線は、昭和30年11月14日、町道第82号として認定、供用開始され、その後、871号道路に見直されて供用してございます。

利用者は林業関係者に限定されており、交通量は少なく、平成29年には大雨による道路のり面崩壊が発生いたしまして、道道東藻琴豊富線側で通行止めとしていた路線であります。

また、今年度の橋梁法定点検で起点から約300メートルの位置にある106号橋の架け替えが必要と判定され、橋梁整備には多額な事業費が必要となり、道路のり面補修費用と合わせると多額な費用が必要となることから、町道を廃止し、必要最小限の維持管理で使用を継続したいと考えております。

なお、町道廃止後におきましても、林業関係者の通行に支障がないよう、町において維持管理を行ってまいります。

議案の19ページにお戻り願います。

起終点の位置、実延長、総延長、経過地は記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 林業の生業関係で使うということですが、この補修費は町が出すという前提なのか、もう一つは、橋梁が使えないなら壊すのか、放っておいても壊さないといけないのですけれども、それはどうするのか。

○議長（大原 昇君） 建設課長。

○建設課長（御田順司君） ただいまの御質問でございます。

道路の維持管理につきましては、直営の部分で今後も使用できるように進めてまいりたいと考えております。

また、橋梁の部分でございますが、橋梁の架け替えにつきましては高額な費用を要するというところでございますけれども、利用できる状況はつくらなければならないということで、最小限の費用で通行可能な形の維持修繕をして使用していきたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第5号町道路線の廃止についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第6号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の20ページになります。

議案第6号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料2、議案第6号関係。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和3年度の人事院給与勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて、美幌町議会議員の令和4年度以降の期末手当支給割合について変更措置を講ずるものであります。

改正内容であります。期末手当の年間支給割合を現行の3.35月分から3.25月分へ0.1か月分を引き下げるもので、6月及び12月の支給割合は参考資料に記載のとおりでございます。また、令和3年12月手当の引下げ相当額を令和4年6月に支給する期末手当で調整いたします。

参考資料の3ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は、公布の日からとなります。

以上、議案第6号について御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第6号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決しま

す。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 賛成多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第7号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の21ページになります。

議案第7号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料3、議案第7号関係。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和3年度の人事院給与勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、町長、副町長、教育長の令和4年度以降の期末手当支給割合について変更措置を講ずるものでございます。

また、支払い遅延の再発防止に向けまして全庁的に取り組んでいる中、昨年12月に支払い遅延が再び発生したことから、行政運営の最高責任者である町長と職員の管理監督者である副町長の給料月額を減額しようとするものでございます。

改正内容であります。1点目として、期末手当の年間支給割合を現行の4.45月分から4.3月分へ0.15月分を引き下げるもので、6月及び12月の支給割合は参考資料に記載のとおりでございます。また、令和3年12月手当の引下げ相当額を令和4年6月に支給する期末手当で調整いたします。

2点目として、町長及び副町長の給料について、3月支給分の月額を10%減額いたします。

参考資料5ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は、公布の日からとなります。

以上、議案第7号について御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 2点あります。今回、この期末手当の減額に反対という意味ではないのですが、本来は令和3年度で行うべき措置が令和4年度に伸びたということで、これは全て国の閣議決定やその後の国会での法案処理に責任があったと思うのですけれども、町長として、こういった措置について、翌年度に繰り越すというのは、あまり適切な方法ではないと思うのです。これはやむを得ないことだと思うのですけれども、そういった意味で、例えば全国町村会等で地方団体の声としてそういった国の措置について意見を出したりすることはなかったのかどうか、また、平野町長としてはどのように感じているのかということが1点です。

それから、今回、病院の支払い遅延の関係で、今後の事務処理体制として共通ボックスをつくって保管することで再発防止対策を考えているという説明を以前いただきましたけれども、これは、病院に限らず、役場全庁で統一的な方法で再発防止に取り

組まれているのかどうか。また、契約に基づかない通常の一般支払いがありますね。こういったものを処理することが決まって、伝票処理をしていくと思うのです。この辺の管理も契約に基づかないですけども、共通ボックスのような考え方で対処していくのか、その辺の考え方を御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 2点御質問をいただきましたけれども、1点目のこの時期になったということにおいては、結果としてやむを得ないと私は受け止めております。

では、こういう時期になったことに対して町長としてどう受け止めているかということに対しては、コロナ禍で全国、全道の首長たちの集まりが全部中止されている中で、また、管内の役員等もやっていないこともありまして、オホーツク管内の市町村の首長の中では早く結論を出すべきではないかという話はしたことがありますけれども、それを超えて、全道、全国まで発信している状況はないです。

いずれにしても、この時期に提案することについては、やむを得ないと言いながら、これに影響する皆様もそうですし、職員の皆様方に対しては非常に申し訳ないと思っております。

2点目の取組の状況等については、副町長から答弁させていただきます。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいま上杉議員からいただきました再発防止策についてでございます。

これまでも、同様の事案が発生するたびに再発防止に取り組んでまいったところでございますが、今回は、職員の意識改革ということで、契約・会計事務に係る職員研修の開催、また、契約等に係る部分につきましては、契約等の支出事務の点検表による統一的な確認体制の強化に努めてきているところでございます。

また、契約等に基づかない部分につきましては、共通ボックスというお話がありましたとおり、担当者だけでなく、課内の他の職員も当然チェックできる体制という形で、それぞれの課において請求書を入れる統一したものを設けている形になっておりますので、担当だけで事務を行うのではなくて、全ての支出についても課内でのチェック体制の強化という部分も取り入れてございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第7号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第8号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の22ページになります。

議案第8号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の6ページをお開き願います。

資料4、議案第8号関係。

美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和3年度の人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与について改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、まず、美幌町職員の給与に関する条例について。

1点目といたしまして、一般職の期末手当及び勤勉手当の改正でございます。

民間の支給割合に見合うよう、年間支給割合を4.45月分から4.3月分へ0.15月分を引き下げ、その引下げ分は期末手当に配分いたします。6月及び12月の支給割合は資料に記載のとおりでございます。また、令和3年12月手当の引下げ相当額を令和4年6月に支給する期末手当で調整いたします。

2点目として、会計年度任用職員の期末手当の改正になります。

民間の支給割合に見合うよう、年間支給割合を2.55月分から2.4月分へ0.15月分を引き下げいたします。6月及び12月の支給割合は資料に記載のとおりでございます。

次に、7ページ、3点目といたしまして、再任用職員の期末手当及び勤勉手当の改正になります。

民間の支給割合に見合うよう、年間支給割合を2.35月分から2.25月分へ0.1か月分を引き下げ、その引下げ分は期末手当に配分いたします。6月及び12月の支給割合は資料に記載のとおりであります。また、令和3年12月手当の引下げ相当額を令和4年6月に支給する期末手当で調整いたします。

4点目として、一般職及び再任用職員の時間外勤務手当の改正になります。

時間外勤務手当の算出基礎となる1時間当たりの単価を計算する際、寒冷地手当を支給する期間の11月から3月までは寒冷地手当を含めて算出するように改めます。

次に、美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について。

任期付職員の期末手当の改正になります。

民間の支給割合に見合うよう、年間支給割合を3.35月分から3.25月分へ0.1か月分引下げいたします。6月及び12月の支給割合は資料に記載のとおりであります。また、令和3年12月手当の引下げ相当額を令和4年6月に支給する期末手当で調整いたします。

施行日は、それぞれ記載のとおりでございます。

なお、参考資料といたしまして、8ページに人事院による給与勧告の骨子を、9ページ以降に条例改正に係る新旧対照表をそれぞれ添付してございます。

以上、議案第8号について御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 参考資料7ページの4番、一般職及び再任用職員の時間外手当のことについて聞きたいのですけれども、寒冷地手当を時間外に入れるというのはどういうことからなのか、国の法律なのか、規制なのかということがまず1点です。

また、一般職及び再任用職員の時間給に対する考えがありますがけれども、万が一、会計年度任用職員などに時間外が発生した場合、根拠の数字が違ってくると、労使間で問題があるのか、ないのか。

それから、上がるとなれば、町の予算が増えることになります。そうすると、単価を上げるのは労使間の問題ですけれども、職務として時間外を極力させない、職務の

中で人員を替えるなどして、極力、美幌町全体のかかる経費を抑える、上がる以上はしっかり下げるといような形で協議されているのか。

まず、この三つをお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（関弘法君） 3点の御質問をいただきました。

まず、今回の改正の経緯ということかと思いますが、1時間当たりの単価はもともと地方公務員につきまして労働基準法が適用されていることから、関係法令に基づいて条例に定めているところでございます。

今回の寒冷地手当の加算につきましては、労働基準監督署がある県の給与条例を準用する独立行政法人に対しまして検査を行った結果、寒冷地手当を時間外勤務手当の算定基礎に含めていないことについては是正するようにと勧告があったことがきっかけとなっております。その取扱いにつきましては、様々な議論があったところではございますが、総務省からは、法に留意の上、適切に対応するようにといった通知が全国の自治体になされたといった経過から、今回、条例改正を行うというものでございます。

1点目につきましては、こういったことに基づきまして今回の条例提案に至っているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

2点目の会計年度任用職員の時間外等についてですが、まず、寒冷地手当につきましては、会計年度任用職員には寒冷地手当というものが現在の制度上ございませんので、今回の時間外の寒冷地手当を含める改正につきましては、正規の職員と再任用職員のみという扱いになります。

3点目ですが、当然、時間外手当、寒冷地手当を含むと、11月から3月の期間につきましては寒冷地手当分を含んだ月当たりの単価を計算して時間外が計算されることになり、当然ながら単価が上がりますの

で、これまでの時間外に対して金額は上がるということになるかと思えます。

今回、寒冷地手当を加算するわけですが、主査職級でありますと、1時間につき大体150円から200円程度上昇するという見込みとなっております。

単価につきましては、大幅な上昇にはなりません、議員がおっしゃいますとおり、当然ながら上がるという結果になってございます。

時間外の拡大を防ぐということで、当然ながら、業務の見直しを図りながら、職員の配置もその時々で随時見直しをしながら、時間外の抑制に引き続きしっかりと努めていきたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 1点目と3点目はよく分かりましたので、ぜひきちんと実行してもらいたいと思います。

2点目の時間外の算定基準は、寒冷地手当がないのでというくだりがあったのですが、それであれば、そういう人に対しては時間外手当のカウント率を何%上げるとか、給与ベースの差はないですが、片方は算定基準が若干違うのであれば、そうでないほうについてはパーセンテージを変えとか、ある程度の配慮があつていいと思いました。

今後、何かの不都合があるかどうか分からないですけれども、前提に算定の差が生じていると思います。それについては、100%この料率をいじらないということなのか、いずれまた検討するのか、どうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（関弘法君） 時間外の率につきましては条例上で定めてございます。議員がおっしゃるとおり、正職員につきましては寒冷地手当を含めて、会計年度任用職員につきましては含めないという状況でござ

ございます。

会計年度任用職員の制度創設以来、様々な議論が続いてございます。現在、寒冷地手当の算入につきましても、引き続き国の分科会等でも協議されていますので、会計年度任用職員の制度上、寒冷地手当が支給されるようになった場合には、当然ながら、こちらにつきましても同様に時間外の算定要素として入れていくと。そのような見直しは今後検討されていくことと思われまので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第8号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、11時25分といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第9号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第9号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第17号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の25ページになります。

議案第9号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第17号）について御説明を申し上げます。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、事務事業の確定に係る予算の整理、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の変更などを行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,914万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億6,855万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正により御説明いたします。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正により御説明いたします。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正により御説明いたします。

それでは、繰越明許費の補正から御説明いたしますので、議案書の30ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正になります。

1段目の2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、デジタル手続法対応プログラム改修事業につきましては、住民基本台帳システムの改修に際し、国庫補助金の交付決定が3月中旬以降になるため、年度内に完了できる見通しにございませんので、予算を翌年度に繰越しいたします。設定する金額は204万1,000円であります。

2段目の8款土木費、2項道路橋梁費、

事業名、除雪ショベル整備事業につきましては、コロナ禍の影響により、車両生産に係る部品等の供給に遅れが生じており、年度内に納車を見込める状況にないことから、予算を翌年度に繰り越しいたします。設定する金額は2,774万2,000円です。

次に、31ページ、第3表、債務負担行為補正になります。

1段目の多目的バス購入費、2段目の自走式二軸破碎機購入費、3段目の油圧ショベル購入費、以上につきましては、いずれも入札結果に基づき購入額が確定したことから、限度額を補正後の額へ変更いたします。

次に、地方債の変更について御説明いたしますので、32ページをお開き願います。

第4表、地方債補正になります。

1段目の緊急防災・減災事業から4段目の除雪ショベル整備事業まで、以上の4件につきましては、事業費の確定に伴う限度額の変更になります。

5段目の臨時財政対策債は、今年度の地方交付税の総額が増額され、普通交付税の追加交付がございましたので、将来の公債費負担を考慮し、令和3年度の借入額を減額し、限度額を2億2,582万4,000円に変更いたします。

なお、令和3年度の地方債の総額は、下段の補正後の欄に記載のとおり、8億982万4,000円となります。

次に、歳出について御説明しますので、44、45ページをお開き願います。

3、歳出になります。

増額する補正を中心に御説明をさせていただきます。なお、燃料費の増額につきましては、いずれも原油価格の高騰の影響による追加となりますので、説明を省略させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、下段の5目企画費になります。

1、政策推進事業費の減のうち、業務等委託料の2行目、移住特設サイト作成業務委託料61万6,000円につきましては、1月22日に開催予定の食の発信イベント「美幌町の魅力再発見」につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大により急遽中止にいたしましたので、今回、委託料を追加するものでございます。

地元食材で調理された料理を提供し、食をテーマに町の魅力を発信するイベントを企画いたしました。1月中旬以降、町内において感染者が相次いで確認され、開催の直前に中止を決定したため、チケットの代金については全額を返金し、発注済みの食材の代金について町が負担するために委託料を追加するものでございます。

次に、46、47ページになります。

一番下の9目の財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、積立金1億1,248万円につきましては、まず、1月14日に匿名の方から町のために役立ててほしいと20万円の御寄附がございましたので、財政調整基金へ積立てを行います。

また、国の経済対策に係る補正予算により、昨年12月に普通交付税の再算定が行われ、臨時経済対策費として1億1,228万円が追加交付されましたので、財政調整基金に積立てを行います。

なお、参考資料の11ページ、資料5に各基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

続いて、48、49ページになります。

下段の3項、1目戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳事務費の増、業務等委託料の2行目、デジタル手続法対応プログラム改修委託料204万1,000円につきましては、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を図るため、住民基本台帳システムを改修するための経費になります。

次に、52、53ページをお開き願いま

す。

下段の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務費の増、補助金、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金161万円につきましては、国の経済対策に基づき、教育保育施設で働く保育士等の収入を3%程度引き上げるため、その所要額を予算措置するもので、全額が国庫補助金で措置されます。

本町において対象となる施設は藤幼稚園と大谷幼稚園で、2月及び3月の2か月分の賃金引上げ分として161万円を計上してございます。

次のページになります。

一番上の認可外保育所保育士処遇改善事業補助金48万6,000円につきましては、ただいま御説明いたしました国の補助金につきましては、認可外保育所が対象外となるため、町が独自に認可外保育所で働く保育士の収入を引き上げるための予算計上になります。

対象となる施設は、ひまわり保育園と美幌療育病院どんぐり保育所に勤務する保育士の27名で、2月及び3月の賃金引上げ分として48万6,000円を計上してございます。

次に、56、57ページになります。

4款衛生費、下段の2目予防費、1、感染等予防対策事業費の増、消耗品費326万7,000円につきましては、抗原検査キットを3,000セット追加購入するための予算計上になります。2月開会の臨時会におきまして補正予算をお認めいただき、抗原検査キットを1,500セット購入いたしました。さらに今回3,000セットを追加で購入いたします。

次に、58、59ページになります。

中段の2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、1、ごみ分別収集関連事業費の減のうち、手数料の40万6,000円は、指定ごみ袋売りさばき手数料の追加になります。

次に、下段の6款農林水産業費、1項農

業費については、60ページ、61ページになります。

7目みどりの村管理費、1、みどりの村維持管理事業費の増、施設維持管理等委託料、農林漁業体験実習施設管理委託料223万3,000円につきましては、新型コロナウイルスの影響で宿泊者数が大きく減少する一方で、原油価格の高騰の影響により燃料費が増加していることから、収支不足を解消するため、指定管理者に委託料を追加で支出いたします。

次に、2項林業費、1目林業総務費、2の林業推進事業費の増、積立金615万7,000円につきましては、森林整備協定に基づく御寄附がございましたので、未来への森林づくり基金へ積立てを行います。

次に、62、63ページになります。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、2、観光施設維持管理事業費の増、施設維持管理等委託料、交流促進センター維持管理委託料219万4,000円につきましては、原油価格の高騰により、峠の湯びほろの燃料費が平年に比べて大きく増加する見通しでありますので、指定管理者に対して燃料費を補填するための予算計上になります。

次に、66、67ページをお開き願います。

下段の10款教育費、次のページ下段の2項小学校費の一番下、2目教育振興費、1、小学校教材整備事業費の増、消耗品費18万円につきましては、12月6日、松緑神道大和山美幌支部様より30万円の御寄附がございましたので、学校図書館の充実を図るため図書を購入するための予算計上になります。

続いて、70ページ、71ページになります。

中段の3項中学校費、2目教育振興費、1、中学校教材整備事業費の増、消耗品費12万円につきましても、小学校費と同様、松緑神道大和山美幌支部様からの御寄

附により学校図書を購入するための予算措置になります。

次に、4項社会教育費は、72、73ページになります。

中段の5目図書館費、3、図書館活動促進事業費の減のうち、消耗品費1万円は、12月26日、匿名の方から蔵書充実のために役立ててほしいと1万円の御寄附がございましたので、図書を購入するための予算計上になります。

次のページは全て事業費の確定に伴う予算の整理になります。

続いて、歳入について御説明いたしますので、議案書の36、37ページにお戻りをいただきたいと思えます。

2、歳入です。

12款地方交付税1億9,894万1,000円につきましては、昨年の12月、国の経済対策に係る補正予算におきまして、今年度の地方交付税の総額が増額され、普通交付税が追加交付されましたので、今回、予算計上するものでございます。

次に、38、39ページになります。

下段の19款の寄附金について、40ページ、41ページをお開き願います。

まず、1目の一般寄附金、1節一般寄附金20万円につきましては、1月14日に匿名の方から町のために役立ててほしいと御寄附をいただいております。

次に、3目農林水産業費寄附金の1節林業費寄附金616万4,000円ですが、こちらは森林整備協定に基づく御寄附4件になります。

内訳を申し上げます。

1件目は、社会医療法人恵和会様から99万5,234円を、2件目は、生活協同組合コープさっぽろ様から22万8,618円を、3件目は、NPO法人コンベンション札幌ネットワーク様から82万3,102円を、4件目は、一般社団法人more trees様から411万8,000円を、いずれも2月28日に御寄附をいただいでござ

います。

次に、4目教育費寄附金、1節の教育総務費寄附金30万円は、12月6日、松緑神道大和山美幌支部様より、学校教育のために役立ててほしいと御寄附をいただいております。

2節の社会教育費寄附金1万円は、匿名の方から図書館の蔵書充実のためにと御寄附をいただいております。

次に、20款の繰入金、1項1目1節の財政調整基金繰入金2,485万4,000円の減は、今回の補正予算に係る財源調整といたしまして、基金の繰戻しを行うものであります。

その下の22款諸収入、5項5目1節の雑入211万7,000円のうち、5行目の受電設備損害補償保険金91万2,000円につきましては、昨年の9月23日、廃棄物処理場内に落雷があり、高圧気中負荷開閉器が焼損したことに伴い支払われる保険金を予算計上してございます。

23款の町債につきましては、第3表、地方債補正により御説明をしたとおりでございます。

以上、議案第9号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第17号）につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 2か所あります。

まず、53ページです。高齢者福祉費の中の補助金の介護従事者確保対策事業補助金が146万6,000円のマイナスということで、たしかこれは年度当初の予算で、人数だとか、いろいろな対策費だったのですけれども、どのような結果になったからこの数字になったのかが1点です。

それと、57ページの衛生費の保健衛生費の3、他会計負担事業費の増、病院事業

会計負担金3,500万円の増については、負担金が増えたのは何がこうさせたのか、理由をもう一度説明願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） ただいまの介護従事者確保対策事業補助金の実績等々がどのような経緯でこのようになったかという御質問でございます。

当初予算で、こちらの補助金につきましては、新たに町内事業所等に常勤雇用として就職した方の家賃、敷金、礼金に係る補助金を計上しております。

当初予算では10名の予算を計上しておりましたが、昨年、当初予算で議決した後、各事業所に周知を十分に行いましたが、結果的に10名が決算見込みで3名という状況になっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） お答え申し上げます。

病院事業会計の負担金3,522万4,000円増ということで、この中身につきましては、国から示されている一般会計から病院事業会計に繰り出すべき基準があるのですが、その中の不採算地区病院の運営に関する経費ということで、今回、国の交付単価の見直しがございます、それに基づく金額の増となっております。

細かい中身でいきますと、そのほかにも繰り出し基準に基づく対象経費の増減といえますか、そういったものも含めてトータルで3,522万4,000円となりますが、金額の多くは不採算地区病院の運営に関する経費となっております。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 聞いていてもよく分からないのですけれども、不採算の分は国から入ってくる分があるのだけれども、これでは足りないのかなと思っている

のですが、この不採算の基準が増えるということは、当然、いきなりこれが変わったということであれば、不採算について、今の基準の何がどう変わったのか、もう一回説明してください。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 交付基準の見直しの中身でございますが、通常、1床当たりの交付金額、1床当たり年間幾らという基準単価があるのですが、その単価の考え方が変更になりまして、基準単価が大幅に増額になっているということがございます。

その中身につきましては、やはり自治体病院が対応している新型コロナの対応ですとか、そういったものを鑑み、今回は基準単価の増額が行われているということでございます。

中身的には、細かい計算方法は、それだけではないのですが、大枠でいきますと基準単価が増えているということでございます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） これは、今、令和3年度の会計で突然上がったという形としか思えないのです。ということは、次年度以降もこの計算式はこの形になると。そうすると、この基準で行くと美幌町の負担金が例年より増えると。要するに、美幌町の単費が増えるという解釈でいいのですか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 今回の基準単価の見直しにつきましては、限定的といえますか、今回のコロナ対応も含めて設定されているもので、これがずっと続くということではないと認識しております。

今示されている中身によりまして、段階的に率が下がっていくという基準が示されているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり

ませんか。

1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 2 点お願いいたします。

まず、4 5 ページの総務費、政策推進事業費のうち、移住特設サイト作成業務委託料 6 1 万 6, 0 0 0 円は食材代であるという説明を受けましたが、買った食材の使い道がどうなったのが 1 点目です。

2 点目は、4 9 ページの戸籍住民基本台帳でデジタル手続法対応プログラム改修委託料ということで、マイナンバーカードを使って所有者の転出入のワンストップ化をするためだということだったのですが、これはたしか年度当初予算で 2 4 7 万 5, 0 0 0 円を使って改修していると思うのですが、それとの関係について教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（斉藤浩司君） ただいまの 1 点目の食材の使い道でございますが、このイベントに関しましては、美幌町の農産物等を札幌を含めた料理長に事前に送っておりまして、実際にもう加工してしまっておりました。そのため、この食材については直近で使い道がないということで、その都度、そこで廃棄していただいているということで御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（立花良行君） ただいまの質問でございますけれども、年度当初の予算からさらに追加でということになります。国のほうで、令和 3 年度の補正予算としまして、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続におけるワンストップ化の推進ということを強力に打ち出してきたところで、前倒しのような施策になってございます。

補正予算が国でついた関係で、市町村においても令和 3 年度中の事業の実行というのが原則ということで行われている中で、

今回この補正予算で計上させていただいております。

実際には事業者との打合せなどもございまして、総務部長からの予算の説明の繰越しの中にもございましたような繰越し対応となるのですけれども、早急な整備を進めていく形で取り組んでいるところでございます。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） その点は了解しています。年度当初予算との関係についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（立花良行君） 年度当初の事業のさらに追加ということで、転出入のワンストップ化の部分が当初予算には入っていなかったため、あくまでも追加ということで、その分が増額補正という形になってございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

1 1 番上杉晃央さん。

○1 1 番（上杉晃央君） 5 3 ページの保育士等の処遇改善の補助金と、次のページの認可外保育所の同じ補助金の関係と、それから、5 7 ページの感染予防対策費の抗原検査キットの関係と、歳入の 4 1 ページの宝くじ交付金の増のところの充当事業について質問します。

5 3 ページと 5 5 ページで、保育士の 2 月、3 月分の 3 % アップという説明がありました。今回は議決されてから通知しますので、実質的には 2 月、3 月分を一括して 3 月に支給されるのだと思うのですが、補助金の申請を出して決算などが出てきますので、前も質問いたしましたけれども、今回は処遇改善ということなので、該当する職員に対して補助されると思いますが、そういったことの検証をしっかりと考える必要があるのかどうか 1 点です。

それから、57ページの感染予防の関係では、追加の3,000セットのキットを買われるということで、前も質問いたしました。が、帰省で子供さんが都会から帰ってきたとか、何かの都合で行ってちょっと不安があるという場合のキットの請求についてはいつでもいいということですが、ホームページを見る限り、そういう質問に対して、こういう場合はいいですよとは書かれていません。やはり、不安を持たれる町民の方もいらっしゃると思いますので、追加で購入されたときに町民に適切に対応するような考え方を再度確認したいと思います。

最後に、歳入の宝くじの交付金は何の事業に充当しているものか、その中身をお知らせいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（片平英樹君） 1点目の保育士等の処遇改善ですけれども、御承知のように、2月、3月分の給与に反映するため、今日お認めいただきましたら、速やかに補助金として4園に対して支給していきたいと思っております。

また、保育士の方々の給与に確実に反映されますように趣旨を説明して、当然、補助金ですから実績報告もありますので、そこでしっかりと書類を確認していきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） ただいまの3,000キットの購入の関係の周知でございますが、確かに、現在、不安のある方についての周知がされていないのが現状でございますので、今回の補正をお認めいただいた後、ホームページ等々に追加して弾力的に広く配付できるように対応してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 歳入の宝くじ

交付金収入の充当事業でございますが、こちらは一般財源として収入で受けておりまして、特定の事業に充てている状況ではありませんので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 私の認識が間違っていたら教えてください。

宝くじの交付金は、事業を交付申請したりしてやるのではなくて、機械的に自治体に対して配分が毎年されてくるのか。

○議長（大原 昇君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） ただいまの御質問にお答えします。

交付金につきましては、地区と人数等によって積算されて交付されております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） 63ページの7款商工費です。

商工業振興推進事業費の減で2,000万円ほどありますけれども、大きく三つ、補助金2点と支援金がありますが、この執行残と、執行率がそれぞれ何%ぐらいかということと、この数字に対する分析がありましたらお知らせください。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、まず1点目が、減額する3事業のうちの一つ目ということでございまして、新型コロナウイルス緊急対策利子等補給事業の276万5,000円の執行率でございますが、本年の3月1日現在では11.8%という執行率でございます。

二つ目の同じく新型コロナウイルス対策商工団体等販売促進支援事業につきましては、執行率が50%でございます。

三つ目の新型コロナウイルス対策事業者

支援金でございますけれども、こちらの執行率は56.6%ということでございます。

こちらの分析結果ということでございますけれども、まず一つ目の利子補給につきましては、今回276万5,000円の減額ということでございますが、当初予算で19件の見込みをしており、その後、実際に利子補給を実施された方々が3件ございます。こちらの10件というのは、新規に昨年の3月まで融資の実行が可能でしたので、新規の分を見込んでおりましたけれども、そちらが減額になったのと、残る6件は繰上げ償還されたということで減額でございます。恐らく、国や北海道の融資を受けられたのではないかと考えております。

二つ目の商工団体等販売促進につきましては、補助申請させていただきましたのは二つの団体でございます。

団体の一つ目は、連合商店会でございますけれども、大通北1丁目商店街、生き活き商店街、中央商店会、新町ゆうゆう商店会という四つの商店街ということで、200万円の補助となっております。

もう一つの団体は美粋会ということで、11の飲食店の方々が事業を行っていたということで、50万円を執行してございます。

500万円の当初予算に対して250万円ですから約半分の執行でございますけれども、どちらかというと、二つ目の飲食店がアイデアを持ち寄っていただきまして、様々なアイデアの販売促進企画を御期待させていただきましたまして、当初10件ということで見込んでおります。そちらの周知は十分したつもりではございますが、まだまだ不十分だったのか、初めての企画ということもございましたし、北海道の補助事業を利用されている団体もいらっしゃいますので、こういった執行率になったのかなと考えております。

また、三つ目の事業者支援金につきましては、昨年、商工会議所でアンケートを実

施していただきまして、そちらに基づきまして250件で3,500万円ということで予算計上させていただきましたけれども、103件で1,980万円の実績となりました。

こちらは、件数も金額も減少ということでございますが、新型コロナウイルスの関係で、外出自粛ですとか、そういった部分で減少されているという事業者の方々が少なかったということはございます。確たる件数の部分の分析というのはしておりませんが、今回このようなことになったということで御理解をお願いしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） 町の経済対策ということで、大変大事な施策を行っていたにもかかわらず、こういう執行率になったのは何が原因だったのか、やはりもう少し深く掘り下げていただきたいと思えます。これは、関係団体といろいろ協議の上で事業を立ち上げていると思えますので、ぜひまた新年度につながるいい事業にしていればと思えます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私からは2点について確認させてください。

47ページの2款総務費の企画費のうち、空き家等除却費補助金の利用状況がどうだったのか、まず一つ教えてください。

もう1点は、53ページ、民生費の高齢者福祉費の中の介護従事者確保対策事業補助金です。

今まで美幌町は医療従事者確保の補助事業をしていたと思えます。こちらは令和3年度から新設で始め、端的に美幌町としてエッセンシャルワーカーの確保をしっかりとしたいということで、この補助金を設けた

と思っております。

先ほど、10名分に対して3名だったという答弁がありましたけれども、この補助金自体、事業者として人が足りないから人が欲しいということはもちろん、美幌町としてもエッセンシャルワーカーをしっかり確保したいというところがあったかと思うのですが、現実には10名に対して3名だったということです。民間事業者に対してこういうものを使ってという周知はもちろんされていると思っているのですが、町として、美幌でこういったものを行っているよという周知はどのようにしていたのか。

あとは、コロナ等もあるので理解はしますが、10名に対して3名だったというところの現状把握をされているところがありましたらお知らせください。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（齊藤浩司君） 1点目の空き家の補助金の実績について御説明いたします。

空き家等の補助金については、令和3年度から初めて取り組んだ事業でございまして、この中身については、一般型と呼ばれる50万円補助と空き家解体後に新築する新築型の2パターンがございまして。

当初予算におきましては、一般型を6件、新築型を2件ということで想定しておりましたが、実績としまして、一般型については7件、新築型は3件の応募がございました。

その中で、今回、空き家については、特に危険な建物を除却したいという制度趣旨がございまして、新築型は3件全て認定させていただきました。また、一般型については、危険判定した結果、7件のうち3件だけが空き家に該当するというので、3件合わせて450万円という実績になりました。

また、予算の枠の残がありましたので、追加の募集をしたのですが、いずれも危険ではないということで今回は外させていた

だいておりますけれども、今後、来年度も実施したいというお声もいただいておりますので、制度の周知徹底を図ってまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） ただいまの介護従事者確保対策事業補助金の周知の方法等でございます。

先ほど、事業所に周知したとご答弁させていただきましたが、その後、現状でいけば、ホームページ等と広報びほろでの周知しかしていないという部分もございまして、先ほど議員がおっしゃるとおり、コロナ禍による減少もございまして、実際に10名分の予算計上をして3名というのは私どもも残念な限りでございます。

令和4年度は2年目ということで、どうしてもそのままの予算要求をさせていただいておりますが、5年度以降に向けて、医療従事者の補助金と併せてもう一度事業の検討をしていくべきであると福祉部では考えております。

また、10名のうちの3名について私どもで把握している状況でございまして、確定している1名は、町内の老人福祉施設の方でございまして。残り2名は、まだ確定はしておりませんが、現在調整しているということで、年度内、出納整理期間も含めて2名の補助の支出があるのではないかとこのことを把握しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 57ページの予防費のところでお伺いします。

2番の予防接種事業費の減、それから、健康づくり事業費の減、どちらも削減の幅がかなり大きいと思いますが、減額した理由はどういうところにあったのか、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） ただいまの個別予防接種委託料893万8,000円の減並びに健康づくり、がん検診等の委託料でいきますと306万4,000円の御質問だと思われま

す。正直なところ、当初予算で全対象者数を多めにしている部分がございますが、まず、個別予防接種でいきますと、インフルエンザの減額が非常に大きくなっておりま

す。893万8,000円のうち、高齢者の定期接種ですが、202万3,000円の減、子供のインフルエンザの接種が199万3,000円、こちらはコロナという部分もございますが、昨年もその前もそうですが、2年間インフルエンザが流行していませんでした。ワクチンが不足していたという事実もございますが、結果的に893万8,000円のうちの半分ほどがインフルエンザの減となっております。

次に大きいのが風疹の抗体検査の委託料でございます。

こちらは、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた方は公的な接種を受ける機会がなかったということで、美幌町には対象者が904名いるのですが、令和元年と令和2年の2か年にわたり、接種クーポン券の発送を行ってきておりますが、結果的に、コロナの影響もあり、実際に受ける方が少なかったということです。

これは、美幌町に限らず、全国的な状況となっておりますので、国から令和4年度を待たずに、令和3年度の3月中に直ちに追加の発送をするようにという指示がございまして、現在、既存の予算の中でそのような対応ができるかどうか調整しているところです。

残りの健康づくり事業につきましては、こちらでも毎年そうですが、がん検診の部分で、胃がん・肺がん検診の受診率が非常に

少なかったということもございますので、コロナ禍であっても、検診は次のステップにつながりますので、令和4年度につきましては、コロナ禍がまだ続くことが予想されますが、しっかり周知してまいりたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 説明は分かりました。ただ、予防接種は、たまたま今回インフルエンザが流行していなかったということがあります。コロナもあって、それぞれの人たちが相当気をつけて、手指消毒、うがい、手洗いが徹底されていたおかげでインフルエンザが流行しなかったと思うのですが、これはたまたまの話です。インフルエンザとコロナが両方一緒に来られると非常に大変な状況になるという心配もあります。また、インフルエンザのワクチンを受けたくても受けられなかったという人たちの声が非常に多かったので、今後、しっかり予防の体制を取る働きかけをしてもらう必要があるのではないかと思います。今後はそういうところも重点施策として続けていただきたいと思います。

それから、健康づくり推進事業ですが、がんは減ってはいないのです。徐々に増えている状況がまだまだ続いておりますので、検診をしっかり受けられるように努力していただく必要があるかなという思いがありまして今回質問させていただきました。今後、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） インフルエンザにつきましては、65歳以上のインフルエンザワクチンの供給が昨年、その前と非常に少なかったのですが、特にコロナワクチンが打てない方でインフルエンザのワクチンを打ちたいという方が非常に多くあります。

また、任意接種の方についても、健康推進のほうに問合せがありました。美幌で打てない場合、どこがあるのだろうかということで、費用はかかってしまうのですが、任意接種の方についても町外の打てる場所を紹介した経緯がございますので、来年以降、コロナとインフルエンザの二つが同時に襲ってきても対応できるように、いろいろ周知できる体制は取っていきたいと思っております。

がん検診につきましても、美幌町も死亡の1位ががんとなっております。2年前については特定健診等を一度お休みした経過もございますが、昨年度は、コロナ禍であっても、ウィズコロナという形で感染対策をしっかりとしながら実施しておりますので、令和4年度は、どういうふうに周知して、いかに来ていただけるかということを工夫して行ってまいりたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第9号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第17号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、13時35分といたします。

午後 0時17分 休憩

午後 1時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第10号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第10号令和3年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の81ページになります。

議案第10号令和3年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

令和3年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、直営診療施設繰出金など、年度末における事務事業の確定等に伴う補正でございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ735万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,209万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、90、91ページをお開き願います。

3、歳出。

6款基金積立金は、預け入れ利率の減により7万8,000円を減額するものでございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、過年度保険基盤安定負担金の精算により99万9,000円を増額、2項繰出金につきましては、国保病院における健康管理事業、医師確保支援事業、救急患者受入体制支援事業、直営診療施設整備分に係る特別調整交付金の確定に伴い、直営診療施設繰出金643万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、8

8、89ページにお戻り願います。

2、歳入。

2款道支出金、1項道負担金につきましては、国保病院の直営診療施設健康管理事業等に係る費用643万5,000円が保険給付費特別交付金として確定し、増額するものでございます。

3款財産収入、1項財産運用収入につきましては、預け入れ利率の減による国民健康保険基金利子の減額でございます。

4款繰入金、2項基金繰入金につきましては、過年度保険基盤安定負担金の精算に伴い99万9,000円を増額するものでございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第10号令和3年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第11号令和3年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の93ページをお開き願います。

議案第11号令和3年度美幌町介護保険

特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

令和3年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、国、道の交付金の決定及び年度末における事務事業の確定等に伴う補正を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,049万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,557万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、104ページ、105ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、新型コロナウイルス感染対策のため、地域密着型サービス運営委員会を书面開催したことにより減額を行うものでございます。

2款保険給付費、1項、1目居宅介護サービス給付費につきましては、訪問介護サービス及び地域密着型サービスの利用増による増額でございます。

その下、2目施設介護サービス給付費につきましては、介護施設の利用者減に伴う減額でございます。

3款地域支援事業費、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費と、106ページから107ページになりますが、2目一般介護予防事業費につきましては、財源調整でございます。

その下、2項、1目包括的支援事業費、1節報酬7万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染対策のため、地域包括支援センター運営協議会を书面開催としたことによる減額、12節委託料につきましては、各種研修等事業が中止

になったことによる減額でございます。

その下、2目任意事業費10万円の減につきましては、認知症に関する町民フォーラムについて、びほろ折り梅の会の会員が講師となりフォーラムを開催したことにより、講師分を減額するものでございます。

その下、4款基金積立金につきましては、預け入れ利率の減により減額するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、100ページ、101ページにお戻りいただきたいと思っております。

2、歳入。

3款国庫支出金、1項、1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の減により減額するものでございます。

その下、2項、3目保険者機能強化推進交付金及び4目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、交付決定等により増額するものでございます。

その下の4款支払基金交付金及びその下の5款道支出金につきましては、介護給付費の減により減額するものでございます。

その下、6款財産収入につきましては、預け入れ利率の減による介護保険基金利子の減額でございます。

その下、7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、102、103ページをお開き願います。

2目地域支援事業繰入金につきましては、交付金上限額が変更となり、交付金の減額により繰入金を増額、その他の繰入金につきましては、介護給付費や介護保険事務費の減により減額するものでございます。

その下の2項基金繰入金につきましては、交付金の増額により減額するものでございます。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料11ページに添付させていただいておりますが、6,359万5,000円となります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 105ページの施設介護サービス給付事業費の減ですが、あまりにも金額が多い減額なので、もう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 施設介護サービス給付費4,352万9,000円の減でございますが、こちらは、まず1点目として、令和2年度に網走市にオープンしました介護医療院の施設が2,200万円ほど決算で減額となっております。残りの施設サービスの大きなものにつきましては、町内にごございます老健施設が2,454万円の減となっております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 今、答弁いただいた老健施設の2,454万円の減額というのはどういう理由があるのでしょうか、もう少し具体的にお話しできればお願いします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 当初予算で年間の延べ件数を1,104件と見ております。月でいきますと92床掛ける12か月と見ていたのですが、決算で78床掛ける12か月ということで937床、こちらが決算見込みとなったことによるサービス給付費の減でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 同じく105ページの保険給付費の介護サービスの18番の居宅介護サービスですが、これはコロナの影響なのか。今、老健の待機者が入れな

くて居宅を受けたとしか思えないのですが、その辺の事情、居宅介護が増えた理由、現況を教えてほしいというのが1点です。

もう一つは、今、坂田議員の質問の老健は78床しか使っていないと。となると、美幌町の第8期介護保険事業計画で町民の負担金を増やしているのです。今、基金が6,000万円分残っているということで、基金がなくなる条件で年間約5,000万円の介護保険料を増やしたのですが、これで行くと、同じだけ増えていないのです。ということは、老健に入る人数が増えなければ、介護保険料、基金を使い切らないで残る。逆に言えば、何で92床の回転が78床で終わっているのか。待機者が100人から150人いると聞いているのです。それであれば、予算が残るかではなくて、予算が残るくらい待機者がいないというならいいのですけれども、いるにかかわらず、何が起きているのか。もし分かればお願いします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） まず1点目の居宅介護サービス給付費の内訳でございますが、今、議員がおっしゃられたとおりコロナの影響ではないかと思われま。

大きなものは、訪問介護サービスが約1,300万円のうち800万円、残りが地域密着型のデイサービスです。町内に2施設ございますが、コロナの影響により結果的に訪問介護の事業と地域密着のデイサービスを利用する方が増えたというのが分析の結果でございます。

2点目の施設介護サービス給付費は、確かに年度当初は計画に基づきまして92床分と私どもは試算していたのですが、大変残念なことに、今、結果的に78床という決算見込みとなっております。分析の部分について、事業所に何度か確認を取っているのですが、実際に入所者数が減っていますので、なるべく満床に近づけるような努

力をしていくということで福祉部では確認が取れています。現状はそこまでの把握しかしておりません。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 施設介護サービス給付金ですけれども、年間7億数千万円の予算を組んでいて、極端に言えば、我々議会も九十何床で改善すると聞いていて取り組んでいると思うのです。管轄がどうだと言っても、美幌町の介護認定の形を取っているものですから、僕は施設の中身が云々より、待機者が町内にもいっぱいいるということ。当然、町外からもいます。今は解除されましたけれども、もともとこれをつくったときは参酌基準であったはずなので、エリアの中でのベッド数が決まっていたのです。

その中で、美幌町にこれをつくったということは、管内の中でも数か所ということになったのです。そうすると、美幌町以外の人たちもここを使えるという前提で考えていましたので、これだけベッド数を使っていないのであれば、美幌町だってきちんとした管理をもう少しすべきと思うのです。その辺は、美幌町ではなかなか入っていけないものなのか、どこまで確認が取れるものなのか、そこだけ教えてください。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございますが、議員がおっしゃるとおり、満度に稼働していないという現状がここのところ続いております。

議員がおっしゃるとおり、あそこの施設に関する主導権は町にないのですけれども、先ほど課長が答弁しましたとおり、美幌の事業所の職員とも協議の場を持つほか、運営母体とも協議をしているところでございます。極力稼働率を上げるようお願いしております。運営母体側も、増やす方向で善処をする、対策を考えるとい

うことでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 先ほど、一般会計に、予算がついた中で、介護関係の従業員の補助金を10人分用意して3人しかなくて、7人空いている。逆に言えば、人が足りないのであればしっかり使ってもらふ、この指導をできるのではないかと思うのです。

こちらは一般会計ではないですけれども、片方の会計で、そういう人たちにしっかり働いてもらうためにいろいろな補助金をつけていて、なおかつ全部を使っていない。そして、こちらはこういう状態になっている。片方を応援して、片方が管理できないというのだったら、何かのひずみがあるのかなと思ひます。

この辺について、何か改善する方法があるのか、できるのかどうか、もう一回お示しください。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議員がおっしゃるとおり、両会計でそぐわないという部分は、御指摘のとおりかと思ひます。

今回、令和3年度から介護従事者に対する補助金をつくらせていただいたところでもありますけれども、なかなかそれに対応して職員が集まらない。これは美幌に限ったことではなくて、全道・全国的に介護職員が少ないという現状もあると思ひております。

そのような中で、本町において、いかに介護職員を確保して施設がフルに稼働できるかということにつきましては、今後、研究、検討していきたいと思ひております。もう少々お時間をいただければと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 同じページの今のところですけども、端的に、減額になったというのは、いわゆる老健施設の人材確保が十分できていないために、先ほど言った92床が78床の充足率ということで、人材が不足していると受け止めてよろしいのでしょうか。

その辺の原因について、先ほど松浦議員が言ったように、待機者はたくさんいるのです。しかし、利用できていないという受入れ側の施設が原因で、もし本当に人材がなかなか集まらなくて受け入れていないという状況があるのだとすれば、町のほうも、今、質問していましたが、介護従事者の補助金まで用意していても人材確保がなかなか難しいというか、その辺の施設の状況についてどのような情報共有をしているのか、分かれば教えてほしいと思ひます。

あそこに申し込もうとしたら、利用できないですとお断りされているような話が幾つかの御家族からあったものですから、結果的に福祉の人材が不足して受け入れられないというのが事実なのかどうか、その辺の状況を把握していれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 今、議員がおっしゃっている老健施設の件ですけども、職員が減ってきているといううわきは聞いています。ただ、施設基準については、現在、充足していると聞いているところでございます。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 施設基準を満たしているということは、そこに従事する職員がいながら、なぜ78床でしか回転していかないのか。

私は、単純に考えたら、人が足りなくて受入れが難しいのかなと認識していたのですけれども、今の部長の説明だと、きちんと配置基準は満たしているけれども、受け

入れられていないと。例えば、配置基準より何人か多くいた職員が何らかの理由で辞めていって受け入れられないのか、その辺の実態はどのようなのですか。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 昨年、事業所からの聞き取りをした中においては、先ほど部長の答弁にございましたように、人員の配置基準は満たしているという御回答をいただいております。

それで、今、議員がおっしゃるとおり、それであればなぜこういうふうに満床まで満たしていないのかということを確認したところ、やはり介護状態の重たい方がいるために、通常の人員を多く割いて対応しているということがあって、それでこういう結果になってしまっているという回答を受けています。

今、町外の職員とか事務の方とかを北見とかから派遣して何とか満床に持っていくような形で対応するというところまでの回答はいただいております。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 先ほど、私は配置基準は満たしていると申し上げたところですが、その施設の入所者に必要な人員が確保されていないという現状がございます。

その部分が充足されなければ施設の回転率も当然上がらないと思いますので、運営側と協議をして充足に向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第11号令和3年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第12号令和3年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の109ページをお開き願います。

議案第12号令和3年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和3年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、建設事業費の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,647万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,136万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更につきましては、第2表、債務負担行為補正で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更につきましては、第3表、地方債補正で御説明を申し上げます。

112ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

地方公営企業法適用化業務委託料、対象事業費の確定によるもので、限度額を4,452万4,000円から7万5,000円減額いたしまして、4,444万9,000円とするものであります。

次に、終末処理場受変電設備更新工事、対象事業費の確定によるもので、限度額を8,000万円から2,400万円減額いたしまして、5,600万円とするものであります。

次に、113ページを御覧ください。

第3表、地方債補正。

初めに、公共下水道事業であります。

対象事業費の確定によるもので、起債限度額を1億4,040万円から1,120万円減額いたしまして、1億2,920万円とするものであります。

その下、公営企業会計適用債、同じく事業費の確定によるもので、起債限度額を2,020万円から30万円減額いたしまして、1,990万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、120、121ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目一般管理費、公共下水道事務費の委託料44万3,000円の減額は、水道事業に委託しております経費の確定に伴うもので、職員の会計間異動に伴い減額になったものです。

その下、地方公営企業法適用化事務費の委託料33万円の減額は、入札減による事業費確定によるものであります。

その下、2目維持管理費、公課費6万7,000円は納付税額の確定に伴う減、その下の管渠清掃委託料20万円は入札減による減額であり、いずれも事業費確定に伴うものであります。

その下、3目建設費、公共下水道建設事業費のうち、下水道管渠資材実勢価格調査業務委託料29万2,000円と終末処理場受変電設備更新工事2,465万3,000

円はいずれも入札減による事業費の確定に伴う減額であります。

その下、2款公債費、償還金利子及び割引料49万円の減は、一時借入額、利子、期間の確定による減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、118、119ページをお開き願います。

2、歳入。

3款、1項、1目公共下水道費国庫補助金1,380万円の減は、国の社会資本整備総合交付金の交付額の確定に伴う減額であります。

その下、4款繰入金、一般会計繰入金193万8,000円の減額は、今回の補正に伴う財源調整によります一般会計への繰戻しであります。

その下、6款諸収入、物品等売払い76万3,000円の増は、下水道管渠更新工事で発生いたしましたマンホール鉄蓋売払い額の確定による増額であります。

その下、7款町債につきましては、第3表、地方債補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

12番、松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 121ページ、公共下水道一般管理費委託料のうち、地方公営企業法適用化事務費の減ですが、たしか会計基準を変えらるということの委託費だったと思います。今回、委託料が下がったということは、委託した内容が全て終わったのか、それとも一部終わったのか、どういう形で減額になったのか、お知らせ願います。

○議長（大原 昇君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 今の御質問について御説明いたします。

地方公営企業法適用化の事務費の減に関

わる内容でございますけれども、この委託につきましては、債務負担行為で発注しているものでございます。33万円の減額につきましては、先ほど部長が説明いたしましたとおり、入札減による33万円の減額でございます。

内容に関しましては、令和3年度実施分と令和4年度実施分でそれぞれ分かれてはおりますけれども、減額になったことによって何か内容が変わったということではございません。

以上、説明しました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第12号令和3年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第13号令和3年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の125ページをお開き願います。

議案第13号令和3年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

令和3年度美幌町の個別排水処理特別会

計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、個別浄化槽設置工事費の確定に伴う執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,603万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書を御説明いたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表、地方債補正で御説明を申し上げますので、128ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

個別排水処理施設整備事業の限度額3,880万円を事業費の確定に伴い300万円を減額し、3,580万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、134、135ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目一般管理費、貸付金17万円の減につきましては、水洗便所改造等資金貸付金の申込みがなかったことによる減額であります。

その下、3目建設費、個別浄化槽設置工事140万円の減は、浄化槽整備基数の確定による減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、132、133ページをお開き願います。

2、歳入。

1款、1項、1目個別排水処理施設受益者分担金12万8,000円の減は、浄化槽設置基数の確定による減額であります。

その下、3款、1項、1目一般会計繰入金172万8,000円の増につきましては、今回の補正に伴う財源調整によります

一般会計からの繰入金であります。

その下、5款、2項、1目水洗便所改造等資金貸付金償還金17万円の減は、貸付けがなかったことによる減額であります。

その下、6款町債につきましては、第2表、地方債補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第13号令和3年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおりに決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第14号令和3年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の137ページをお開き願います。

議案第14号令和3年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和3年度美幌町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事

務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

業務の予定量の補正。

第2条、令和3年度美幌町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量は、使用件数及び使用料の増によるもので、その下、主要な建設事業は、執行残及び事業費確定による減額で、それぞれ記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の補正、第3条と、139ページの資本的収入及び支出の補正、第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債の補正。

第5条、水道施設整備事業は、中央監視装置更新整備工事ほか3件の工事の入札減に伴うもので、限度額を2億2,320万円から280万円減額し、2億2,040万円とするものであります。

その下、量水器収納筐設置事業は、入札及び個数の確定による実績減で、限度額を4,120万円から450万円減額し、3,670万円とするものであります。

たな卸資産購入限度額の補正。

第6条につきましては、記載のとおりであります。

次に、140、141ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1款、1項、4目その他営業収益、下水道使用料賦課徴収受託料44万3,000円の減は、対象事業費の確定による減額であります。

142、143ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項、1目原水及び浄水費につきましては、事務事業の確定及び入札減によるものでございます。

その下、2目配水及び給水費、量水器取替用材料費400万円の減につきましては、入札及び取替え実績による減額であります。

その下、4目総係費、負担金21万3,000円につきましては、事務事業の確定によるものであります。

144、145ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1款、1項、1目企業債の730万円の減額につきましては、第5条、企業債の補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、146、147ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目浄水配水設備費、水道施設整備事業270万1,000円の減は、中央監視装置更新整備工事などの入札減、その下、水道管路整備事業920万8,000円の減は、水道管路布設替等計8本の工事の入札減によるものです。

その下、2目業務設備費の量水器費等及び量水器筐取替費につきましても入札減及び設置個数の確定による実績の減であります。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第14号令和3年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議長（大原 昇君） 日程第18 議案第15号令和3年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書の155ページをお開き願います。

議案第15号、令和3年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末における執行見込みを踏まえた予算の整理と、他会計からの補助金、負担金の補正を、医療機器更新等事業の執行見込みによる予算の整理と企業債の補正などを行おうとするものであります。

第1条、令和3年度美幌町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量の補正。

主要な建設改良事業の補正につきましては、診療用医療備品購入の執行見込みにより減額補正を行うものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、それぞれ執行見込みを踏まえた補正を行うもので、内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

次に、156、157ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を9,251万7,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものでございます。

資本的収入及び支出の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

げます。

第5条の企業債の補正につきましては、医療機器更新等事業費の確定により、起債限度額を730万円減額し、3,890万円にするものでございます。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の補正につきましては、医師等の給与費の執行見込みから1,144万円を減額し、9億2,390万2,000円にするものであります。

第7条の他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計及び国保会計からの補助金として、対象経費の執行見込み及び事業補助の採択により、それぞれ記載のとおり補正を行うものであります。

第8条のたな卸資産購入限度額の補正につきましては、薬品費の執行見込みからたな卸資産の購入限度額を2億3,080万円に改めるものであります。

次に、158、159ページをお開き願います。

収益的収入の補正であります。

医業収益、その他医業収益の公衆衛生活動収益162万7,000円の増は、昨年11月以降の新型コロナウイルスワクチン接種料と10月以降の通常診療時間外に実施した接種費用の上乗せ分を計上するものであります。

その他医業収益の一般会計負担金39万6,000円の減と、医業外収益他会計補助金のうち、一般会計補助金360万8,000円の減額は、医療確保に要する経費、医師等研究研修に要する経費、基礎年金拠出金負担金につきまして、それぞれ対象経費の減により減額を行うものであります。

他会計補助金、国保会計補助金231万円の増額は、医師確保に要する経費及び休日夜間における代替医師の報酬が国保特別調整交付金の補助採択となったことから、それぞれ増額補正を行うものであります。

他会計負担金、一般会計負担金3,562

万円の増は、建設改良に要する経費につきましては、企業債償還利息の減に伴い6,000円の減額を、不採算地区病院の運営に要する経費は、国が定める交付税基準額の見直しに伴い3,562万6,000円を増額し、一般会計から繰入れを行うものであります。

道補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業補助金138万3,000円の増は、個別接種を促進するための支援金として、令和3年10月以降の医師、看護師の勤務時間数に給付単価を乗じた額を計上するものであります。

次に、160、161ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

医業費用、給与費の給料から法定福利費につきましては医師及び会計年度任用職員に係る未執行分の減額補正を行うものでございます。

材料費の薬品費800万円の増は、抗生剤、抗がん剤、血液製剤等の増加による増額補正を、研究研修費の謝金及び旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などから未執行分となったものについて減額補正を行うものであります。

医業外費用の企業債償還利息は、令和2年度借入分の借入れ利息減により減額補正を行うものであります。

次に、162、163ページをお開き願います。

収益的収入の補正であります。

企業債730万円の減は、医療機器更新等事業費の確定により減額補正をするものであります。

他会計補助金、国保会計補助金412万5,000円の増は、今年度購入の医用画像保管装置が国保特別調整交付金の補助採択となったため、計上するものであります。

次に、164、165ページをお開き願います。

資本的支出の補正であります。

有形固定資産購入費、器械及び備品購入費64万8,000円の減は、診療用医療備品購入の入札等執行残及び執行見込みより減額補正するものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 159ページの新型コロナウイルスワクチン接種料ですが、これはどのくらいの方が国保病院で受けたのかという人数を確かめたいので、教えてください。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今回補正を行います127万6,000円の接種料につきましては、回数にして530回分になるかと思っております。

昨年の4月から国保病院で接種しているワクチンの接種回数は、累計で1万936回という数字になってございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第15号令和3年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号から
日程第32 議案第29号まで

○議長（大原 昇君） 日程第19 議案第16号オホーツク町村公平委員会規約の変更についてから日程第32 議案第29号令和4年度美幌町病院事業会計予算についてまでの14件は、いずれも新年度関係の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

暫時休憩します。

再開は、14時40分といたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（大原 昇君） これから、令和4年度町政執行方針について、町長の発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 令和4年度町政執行方針を述べさせていただきます。

本日、ここに令和4年度的美幌町一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに関連する議案の御審議をいただき令和4年第3回美幌町議会定例会におきまして、町政執行の基本方針と主要施策について述べさせていただきますことに深く感謝を申し上げますとともに、町民の皆様並びに議員各位には御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

私は、多くの町民の皆様にご支援をいただきまして、新たな元号の幕開けとなる令和元年5月に町長の職に就き、町政の執行に当たってまいりましたが、令和4年度は任期中に編成する最後の本格予算となります。

この間、新型コロナ対応をはじめ、直面する様々な課題に立ち向かい、新しい時代を切り拓くという熱い思いを胸に、町民の皆様のご期待にお応えすべく、美幌の活力を高め、次代につなげるまちづくりの実現

に全力を尽くしてまいりました。

ふるさと美幌を思う町民の皆様のお支えにより町政を担わせていただいていることに心から感謝を申し上げますとともに、新年度の予算審議を目前にした今、町長としての責務の重さを感じながらも新型コロナに打ち勝つため、覚悟を持って町政の執行に当たらなければと、決意を新たにしているところであります。

議員各位と私は、町民の皆様から、福祉の増進と美幌町の発展を託されている立場にあります。まちづくりに対する熱い思いとふるさと美幌を愛する心は、相通じるものがあると確信をしております。

人口の減少と少子高齢化に関わる対応に加え、新型コロナという困難に直面している今、町民の皆様への命と暮らしを守るためにも、私自身が闘いの先頭に立ち、この難局を乗り越えられるよう、全身全霊で取り組んでまいりますので、議員各位のなお一層の御指導と御支援をお願い申し上げます。

【町政執行の基本的な考え方】

令和4年度は、第6期美幌町総合計画基本計画（中期）の4年目となります。各種施策の進捗状況を注視の上、総合計画に定める町の将来像「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」の実現に向けて、具体的な取組を着実に実行してまいります。

令和2年3月、人口減少や少子高齢化が進む社会情勢下においても、高い持続性と自立性を確保していくまちづくりを目指し、第2期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

美幌町の住みよさや魅力を高める施策を推進するとともに、新たに移住相談拠点施設を整備し、移住の促進と関係人口の創出に取り組むなど、地方創生に向けた実効性のある取組を進めてまいります。

未来への責任ある行財政運営を進めるために策定した第2次美幌町財政運営計画

は、令和4年度が計画期間の最終年度になります。

行政課題が複雑化・多様化する中、最大の効果を最少の経費で挙げられるよう、行政資源を最大限に活用し、計画に沿った財政運営に努めるとともに、将来にわたって持続可能な行財政基盤を確立すべく、次期計画の策定作業を進めてまいります。

財政運営において重要な指標となる令和2年度決算に基づく実質公債費比率は7.4%と、地方債の発行に国の許可が必要な基準（18%）を下回っていることから、財政状況はおおむね健全な状態にあると考えています。

しかしながら、公共施設や社会インフラの多くが更新時期にあることから、その整備に当たっては、後年度に及ぼす影響を考慮し、事業の優先度や重要度を勘案の上、慎重に判断していく必要があります。

歳入においては、生産年齢人口の減少による町税収入の伸び悩み、臨時財政対策債を合わせ、地方交付税総額の抑制が見込まれることから、ふるさと寄附金など、自主財源の確保に努めていかなければなりません。

歳出においては、社会保障関連経費の増大が避けられない状況にある中で、公共施設等の更新整備や人口減少問題への対応に加え、長期化する新型コロナ対策に係る経費の増加が見込まれるなど、今後の財政見通しは厳しいことが予想されます。

新型コロナの影響で先行きは不透明な情勢にあり、社会経済活動が回復するには、いましばらく時間がかかると思われますが、暮らしの危機を克服するため、必要な財政支出についてはちゅうちょすることなく決断し、実行へ移すことにより、町民の生活と地域の経済を守ってまいります。

国は、成長戦略の柱にデジタルと脱炭素を掲げることで、社会課題の解決を図るとともに、これまで、日本の弱みとされてきた分野に投資を集め、成長のエンジンへ転

換しようとしています。

政策誘導を図ろうとする国の動向を見据え、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、移住相談拠点施設を整備するほか、脱炭素社会の実現を目指した事業を推進するなど、新たな取組を積極的に展開いたします。

以上のとおり、中長期的な視点に立って行財政運営に努めながらも、町民の皆様とお約束した施策や、未来へつなげる施策を着実に推進しつつ、今、最重要課題である新型コロナ対策に万全を期することを念頭に置いて予算編成に当たってまいりました。

その結果、一般会計は前年度当初比で4.5%増の116億5,415万2,000円に、特別会計と企業会計を合わせた全会計の総額は0.9%増の214億6,600万5,000円となったところであります。

【新型コロナへの対応】

令和2年2月に町の感染症対策本部を設置し、2年余りが経過します。感染の防止と町民生活、地域経済への影響を最小限に止めるため、国の支援策を活用して必要な対策を講じてまいりましたが、今年に入り、本町においても感染者が相次いで確認されるなど、収束を見通せる状況にはありません。

新型コロナに感染された方、濃厚接触者として自宅待機を余儀なくされた方々にお見舞いを申し上げますとともに、長期にわたり新型コロナとの闘いに御協力をいただいている町民の皆様にも、心から感謝を申し上げます。

また、新型コロナ対応の最前線で力を尽くされている医療機関、介護施設、福祉や保育の現場で働く方々をはじめ、感染防止に御理解と御協力をいただいている事業者の皆様にも、深く敬意と感謝を申し上げます。

町民の命と暮らしを守ることを第一に、国から配分される地方創生臨時交付金に加

え、必要に応じて財政調整基金を投入するなど、機動的に対処してまいりましたが、新年度におきましても、引き続き必要な対策を推進してまいります。

＜ワクチン接種の推進＞

感染拡大を防ぐ切り札として期待されるワクチンの3回目接種が、今月、3月から本格化しています。

美幌医師会のご協力による個別接種、週末に実施する集団接種により、希望される皆様が早期に安心してワクチン接種を受けられるよう、体制の整備に努めてまいります。

＜相談・検査体制の充実＞

電話による健康相談、感染が疑われる方への抗原検査キットの無料配布、美幌医師会が設置したPCR検査センターの維持費負担など、町民の皆様の不安を少しでも解消できるように、相談及び検査体制の充実に取り組みます。

＜医療提供体制の確保＞

令和2年3月から国保病院に発熱外来を開設し、発熱患者の受入れと検査を行っています。町民の命と健康を守るため、町立病院としての役割を果たせるよう、医療提供体制の確保に努めてまいります。

＜感染防止対策の徹底＞

公共施設や指定避難所、学校、保育園など、多くの方が利用される場所の感染防止策に取り組むほか、事業者による感染予防策を支援するなど、感染拡大を未然に防ぐための対策を徹底いたします。

＜事業の継続と雇用の維持＞

感染症の影響を受けている事業者に対し、事業の継続と雇いを維持するための取組を支える必要があります。経済団体をはじめ、関係者と協力・連携の上、仕事や暮らしを守り抜くための支援策を講じてまいります。

＜学習機会の確保＞

児童生徒や教職員の感染が確認された場合、感染状況に応じて学級閉鎖等の措置を

講じることとなります。ICT機器を活用したオンライン授業を実施し、子供たちの学びの機会を保障いたします。

以上のとおり、必要な対策に係る経費を予算計上いたしますが、見えない敵は想像以上に手ごわいことを私たちは改めて認識しなければなりません。

町民の生活、地域の経済への影響を注視しつつ、状況に応じて追加の対策を講じるなど、感染拡大の防止と社会経済活動の回復に全力を尽くしてまいります。

新型コロナとの闘いは、行政だけで対応できるものではありません。この町に暮らす全ての人が助け合い、心を一つにして共に行動していくことが求められています。

町民の皆様には、これまで同様に、基本的な感染予防対策と感染防止行動の徹底に御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

【重点施策の推進】

美幌町の未来を考えると、人口減少と少子高齢化は避けて通ることのできない課題ですが、ふるさと美幌に想いを寄せる人々の力を結集することで、必ずや未来を切り拓くことができると私は信じています。

町民の皆様の元気を引き出し、地域の活力を高めることで、美幌町を取り巻く課題を乗り越えられるよう、「ひとがつながる」「みらいへつなげる」施策を着実に実行してまいります。

<人を創り、地域力を高めるまちづくり>

令和3年5月に供用を開始した役場新庁舎は、本年6月に駐車場の整備を終え、全ての改築事業が完了する予定です。

工事期間中、町民の皆様には御不便を、周辺の皆様には御迷惑をおかけしましたが、庁舎の分散化を解消し、窓口機能の充実と効率的な執務環境が整った新庁舎の完成は、新型コロナという困難に直面しているからこそ、その困難を乗り越える拠点としての役割を果たさなければなりません。

新型コロナの対応をはじめ、行政課題の解決と行政サービスの向上に向け、町民の皆様にご寄り添い、信頼される取組を推進できるよう、職員一丸となって努力を重ねてまいります。

中心市となる北見市との間で定住自立圏形成協定を締結し、3年目を迎えています。1市4町で策定した北見地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、障がい児・障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制が確立されたほか、新型コロナのワクチン集団接種においては、北見市の会場で未接種者の受入れを行うなど、圏域全体に必要な生活機能を確保する取組も始まっています。

引き続き、経済圏、生活圏を共有する北見地域（1市4町）が連携の上、互いの独自性を尊重しながら、役割を分担し、行政サービスを安定的に提供できるよう、補完し合える関係性を築いてまいります。

新型コロナによって、企業ではテレワークが普及し、働く環境が大きく変わる中、在宅ワークの長期化により地方への関心が高まっており、地方でもテレワークによって都会と同じ仕事ができるとの認識が広がっています。

国は、都会から地方への新たな「ひと」や「しごと」の流れを生み出そうと、デジタル田園都市国家構想推進交付金を措置し、転職せず地方で仕事を行う地方創生テレワークを推進しようとしています。

移住相談が増加する中、交付金を活用して景観のよいみどりの村休憩施設を改修し、新たにテレワーク機能を兼ね備えた移住相談拠点施設を整備いたします。

民設民営方式により高度無線環境（光ファイバー網）の整備を進めていますが、コロナ禍の影響で資材調達に遅れが生じているため、事業完了は本年秋頃となる見通しです。デジタルサービスを活用できる環境を整えるべく、早期の供用開始に向けて事業推進に協力してまいります。

1月末現在で、1億7,000万円を超えるふるさと寄附金の申出があり、美幌のまちづくりに大きく貢献をいただいています。温かいご支援をお寄せいただいた全国の皆様に心から感謝を申し上げます。

新年度においては、返礼品開発のための企画講座の開催、特産品を活用したレシピ開発のほか、美幌峠レストハウスに特設コーナーを設置して、美幌のよさ、特産品の魅力発信に努めるなど、ふるさと寄附金のさらなる増収に向けた取組を進めてまいります。

町内には67の自治会があり、安全・安心なまちづくりを目指し、町民主体の自主的な活動が展開されています。

自治会運営の安定化と自治会活動の促進を図るため、活動運営費を継続助成するほか、地域コミュニティ活動の拠点となる集会室の環境整備に努めるなど、美幌町自治基本条例に基づく町民主体の自治の実現に努めます。

町民団体によるまちづくり活動を後押しするびほろの活力共創事業は、開始から3年目を迎えます。地域の課題解決や地域の活性化を図るため、引き続き自主的な取組を応援し、協働によるまちづくりを推進いたします。

本年1月、人口減少と高齢化社会に対応した、持続可能な公共交通システムの構築を目指し、美幌町地域公共交通計画を策定しました。

市街地バス路線について、かねてから要望のあった美幌循環線の運行区域を拡大するため、市街地を2系統で運行する路線へ変更し、運行時間の延長やバス停留所の名称を見直すなど、利便性の向上を図ります。

あわせて、本年4月に運賃を大人100円から150円へ引上げますが、町民の移動手段を将来にわたって維持していくため、運行経費を広く利用者にご負担いただく考えでありますので、皆様のご理解をお

願い申し上げます。

新しい市街地バスは、定時運行バスの閑散時間帯（午前10時から午後3時）の運行を見合わせ、その時間帯における公共交通の空白地域の解消と移動時間の短縮を図るため、乗車申込み型のデマンドバス（運賃300円）の実証運行を行い、効率化を目指してまいります。

また、交通事業者に対して運転手育成支援金を交付し、地域公共交通の充実に努めます。

厳しい経営状況にあるJR北海道が、単独では維持することが困難な線区を公表して5年余りになります。石北本線の維持に向け、沿線の自治体と連携して車内販売を実施するとともに、鉄道の利用者に対し助成金を交付するなど、石北本線の利用促進に取り組んでまいります。

災害から、町民の生命・財産・暮らしを守ることは行政の大切な使命ですが、日頃の備えがいざというときの防災力を高めることに繋がります。

避難所における感染防止対策に必要な資機材を整備するとともに、総合防災訓練を実施するなど、防災意識の向上と防災体制の強化に努めます。

また、役場庁舎の北側に防災資機材備蓄倉庫を建設し、災害対応活動における即応性と機動性を高め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

近年、複雑・多様化する災害や高齢化の進展に伴う救急ニーズの高まりなど、消防や救急を取り巻く環境は大きく変化しています。

新年度においては、災害現場で必要な資機材を搬送する災害対応活動車両を整備し、迅速かつ的確に災害対応できる体制を整えるなど、新消防庁舎を拠点に消防機能と救急活動の充実に努めます。

美幌に駐屯する第6普通科連隊が即応機動連隊へ改編される一方で、第101特科大隊が廃止される予定です。即応機動連隊

の誘致は、本町をはじめ、隊区内2市8町の意向に沿った内容であり、これまでの陳情活動が評価・反映されたものと受け止めています。地域とともに歩んできた第101特科大隊の廃止は誠に残念であります。

隊員及びご家族の不安を解消し、部隊廃止の影響を最小限に止めるため、関係者には特段のご配慮を求めるとともに、令和4年度末に予定される部隊改編に向けた準備が円滑に進むよう、側面からの協力支援に努めてまいります。

<自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり>

生活を営む上で、家庭や地域の中での支え合いはとても大切になります。少子高齢化が進展する今、人と人とが相互に支え合えるまちづくりを、みんなで支え、育てるための施策に取り組んでまいります。

社会福祉協議会のボランティア事業、ささえ手くらぶが発足して2年目を迎えます。高齢者宅への配食サービス、花壇や農園の手入れ、託児など、楽しみながら活動する輪が着実に広がっています。誰かを支える支え手を増やしつつ、活躍されている支え手の皆さんの活動を後押しできるよう、ボランティアポイント事業の拡充を検討いたします。

高齢者の社会参加や助け合い、居場所づくりに取り組む住民団体の活動も広がりを見せています。介護予防活動支援事業補助金を交付し、介護予防につながる地域の活動を積極的に支援してまいります。

新型コロナ対応では、感染リスクの高い高齢者の暮らしを守るため、介護従事者の皆さんが担われている役割の大切さを改めて認識しました。資格取得費の助成、就職時の住宅準備補助など、引き続き、介護サービスの担い手の確保に取り組んでまいります。

特別養護老人ホーム緑の苑は、移転改築から10年を経過し、一部居室に設けてき

た多床室が本年4月から個室へ変更されません。町の要請により、町内の方の入所が優先される地域密着型個室として運営いただくため、事業者に対する経営の安定化と現入所者を対象とした利用者負担の軽減を図るための措置を講じてまいります。

高齢者が安心して在宅生活を送られるよう、切れ目のないサービスを提供する小規模多機能型居宅介護施設の整備が課題でしたが、町内（西1条南2丁目）に建設される見通しとなりました。令和5年度の開設を目指した整備が円滑に進むよう、事業者の取組を側面から支援いたします。

障がいのある人も地域の一員として共に生きる社会を目指すには、地域全体で支えるサービス提供体制を構築しなくてはなりません。障がい福祉団体の活動拠点、ゆうあいセンターを中心に「誰もが安心して、生き生きと暮らせる地域」の実現に取り組んでまいります。

また、交流促進センター峠の湯びほろの福祉風呂に介助用リフトが設置されるのを機に、障がいの方が利用する際の入浴料の半額助成を開始するほか、相談支援業務の機能を強化するなど、障がい者福祉の充実を図ります。

少子化が進む中、子ども・子育て支援計画に基づいた子育て支援策の着実な推進が求められています。子育て世代包括支援センターはぐのんを中心に、子育ての不安や悩みを解消するため、妊娠期から子育て期にわたるまで、様々なニーズに対応した切れ目のない支援策を講じてまいります。

感染症対応のため最前線で働く保育士等の処遇改善を図るため、国は、本年2月から保育士等の収入を3%程度引き上げる措置を講じましたが、認可外保育所に働く保育士は対象から除かれています。

このため、町単独の補助制度を創設し、認可保育所と同様に処遇改善を図り、保育サービスの充実に努めます。

コロナ禍で制約ある生活が続く今、笑顔

で健康に暮らすことが、いかに難しく、そして大切なことなのか、改めて思い知ることになりました。感染症や生活習慣病の発症予防、各種がん検診や健康診査、健康相談などを通じて町民の健康づくりを推進し、一人一人の生活の質を高め、健康寿命の増進を図ってまいります。

また、妊婦健診時の交通費や不妊治療費を助成し、子供を産もうとする世代や妊産婦の経済的支援に取り組むとともに、新たに、分娩医療機関を利用した宿泊型・通所型（ロング）の産後ケアサービスを実施し、少子化対策を強化いたします。

美幌町立国民健康保険病院は、町内唯一の一般病床を有する医療機関として、1次・2次医療を提供するとともに、救急告示病院としての機能と役割を担っています。

現在、常勤医師6名による診療体制がありますが、医療サービスを安定的に提供するには、医師の確保が最重要課題であると考えています。町民の命と健康を守り、町民が求める医療ニーズに応えるためにも、外科医師をはじめ、医療従事者の確保に最大限の努力を重ねてまいります。

また、改築から21年を経過し、施設や設備の経年劣化が進んでいるため、計画的な更新が必要な状況にあります。1階診察室及び受付前の外来待合ホールに冷房機を増設し、来院される皆様の環境を改善するほか、施設や設備の長寿命化計画を策定し、国の省エネ補助制度を活用した改修に向けた検討を進めてまいります。

入院、外来ともに患者数は徐々に回復していますが、新型コロナの影響はいまだ続いており、コロナ禍以前の経営状況には戻っておりません。収益確保対策や一層の経費節減、業務の効率化に努めるとともに、患者本位で安全かつ質の高い医療を提供できるよう、診療体制の強化と医療環境の充実に努めてまいります。

第Ⅲ期埋立処分場は、令和9年3月まで

の使用を予定しておりましたが、残余容量調査の結果、最短で令和6年2月には埋立容量に達する見通しにあることが明らかになっています。

新年度においては、次期埋立処分場の整備に向けた計画を策定するとともに、一般廃棄物広域（中間処理）施設の建設を目指し、網走市と大空町、斜里町、小清水町の1市4町において基本構想及び基本計画の策定作業を進めることとなりますが、広域（中間処理）施設の稼働時期は数年先となるため、現埋立処分場の延命化を図る必要があります。

自走式二軸破碎機を導入し、埋立ごみの減容化を図るとともに、リサイクル処理に紙シュレッダーを追加するなど、ごみの減量化に取り組んでまいりますので、町民の皆様には、分別の徹底と排出マナーの向上に御協力いただきますよう、お願いを申し上げます。

<まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり>

清らかな川と豊かな森のふるさと美幌は、まち全体が快適なリフレッシュフィールドであります。美幌でしか体験できない数多くのことに磨きをかけ、まちの魅力として発信できるよう、積極的に施策を展開してまいります。

雄大な景観が人気の美幌峠には、毎年、多くの観光客が訪れています。アフターコロナを見据えた誘客対策を講じるため、現在、改修工事が進む美幌峠レストハウスは、今春にもリニューアルオープンの前定ですが、美幌観光の出発点であり、終着点でもある道の駅ぐるっとパノラマ美幌峠の魅力化につながることを期待しています。

美幌地区3町広域観光協議会による屈斜路カルデラ外輪山トレイルルートの整備が進んでいます。屈斜路湖や斜里岳、知床連山を眺め歩く絶景は、滞在型の観光資源となる可能性を秘めており、早期の事業化が期待されています。

新年度においては、ルートの維持費やモニターツアーの開催経費などを負担いたします。

企業版ふるさと納税を切り口に、新たな事業を展開する動きが加速化しています。首都圏の子供たちを対象に自然学校を開催し、農業体験や自然を体感できるプログラムを提供する予定であります。

また、企業が所有する宿泊保養所（古梅）を拠点に、町内でサイクルツアーを企画・運営できる環境を整えるべく、車両や自転車を購入するほか、取組主体となる美幌観光物産協会に対し、事業経費を補助します。

体験型・滞留型及び滞在型観光の促進が長年の課題であります。国道243号を基軸に、美幌の魅力を観光産業として商品化し、通過型観光からの脱却を目指すとともに、宿泊施設の誘致に向け、積極的な取組を進めてまいります。

交流促進センター峠の湯びほろについて、指定管理者による継続的な運営を可能にするため、本年4月から入浴料金を大人500円から600円へ値上げいたします。

利用者の皆様には御負担をお願いすることになりますが、快適に御利用いただける環境を整えてまいりますので、多くの皆様の御利用をお願い申し上げます。

峠の湯びほろをはじめ、郊外の公共施設と市街地を結ぶ町有バスを活用した公共施設移動送迎サービスの開始に向けた準備を進めています。詳細が決まり次第、町広報紙などでお知らせいたしますので、多くの皆様に御利用いただきたいと存じます。

美幌みどりの村森林公園は、豊かな自然と触れ合える空間として人気が高く、親子連れを中心に多くの方々にご利用いただいております。今シーズンからは、キャンプ場の開設期間を拡大するほか、新たに無線LANの環境を整え、森林レクリエーション施設としての魅力向上に努めてまいります。

す。

肥沃な大地が広がる美幌町は、高い日照率に恵まれ、農業を基幹産業に発展してきましたが、農家戸数の減少や後継者不足に加え、農産物の貿易自由化に対応するため、農業生産基盤の整備や担い手の確保など、農業経営の改善と強化を図るための対策が課題となっております。

新規就農者等の支援、アスパラの栽培技術の調査研究に取り組むほか、新型コロナウイルスの影響により消費が落ち込んでいる牛乳や砂糖の消費拡大PRを行うなど、農畜産業の経営安定化に取り組んでまいります。

国営土地改良事業（網走川中央地区）及び道営土地改良事業（豊高第2地区・美幌日並地区・田中第2地区・中央美和地区）を推進するとともに、国営かんがい排水事業で造成された基幹水利施設（リールマシン）を年次更新するなど、農業生産基盤の整備を図ってまいります。

有害鳥獣による農作物の被害は、営農意欲の衰退や農業所得の減少を招くことから、鳥獣被害対策実施隊によりエゾシカの駆除を実施していますが、被害は増加傾向にあります。

このため、JAと町が折半する捕獲奨励金を引き上げ、農作物被害の減少に取り組んでまいります。

修学旅行生等を対象に農業体験や農村生活の場を提供する農村ツーリズムの需要が高まっています。近隣の自治体や関係機関、受入れ農家と連携を深めるとともに、都市部の学校関係者と相談の機会を設けるなど、本格実施に向けた取組を進めてまいります。

森林の公益的な機能を発揮し、資源としての価値を高めるには、計画的な森林管理と環境に配慮した森林整備を進める必要があります。FSC森林認証制度の普及促進を図るとともに、町産材の活用促進や木製品のブランド化など、貴重な森林資源を守り育てる取組を進めてまいります。

また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理、保全を図るため、森林の担い手支援等補助制度を創設し、町内の林業事業体に就職、従事される方に就業支援金を交付するほか、小型林業機械の購入費用を助成するなど、森林環境譲与税を活用した森林環境整備事業を推進いたします。

人口減少による購買力の低下に加え、新型コロナウイルスの影響による消費動向の減退など、商工業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しています。町民の生活を支え、地域に密着した店舗としての魅力を高めるため、消費拡大を目的としたプレミアム商品券発行事業、商店街イベント事業、店舗リフォーム促進支援事業など、商業の振興に取り組んでまいります。

加えて、起業を考えている方の背中を後押しするため、起業家支援事業に取り組むほか、美幌ブランド認証制度と連携し、地域資源を活用した特産品開発を支援するなど、経済の活性化と販路拡大に努めてまいります。

新型コロナウイルスの影響は長期化しており、感染の収束が見通せる状況ではありません。経営に深刻な影響が及んでいる事業者には支援金を支給するほか、感染予防に必要な経費の助成、販売促進や販路拡大の支援など、事業の継続と雇用の維持に取り組む事業者に対し、総合的な支援策を講じてまいります。

工業分野においては、基幹産業である農業に関連した食品加工業を中心に、雇用の確保が図られています。引き続き、地元企業の育成と本町の優位性を生かした企業誘致活動を推進し、雇用の安定と創出に努めてまいります。

労働者の福祉増進と生活の安定を図るため、労働者が働きやすい環境を整える必要があります。就労機会の確保と通年雇用化を柱に、季節労働者の雇用対策に取り組んでまいります。

特殊詐欺の手口は複雑化・巧妙化してお

り、ネット通販トラブルも増加しています。30周年を迎える美幌消費者協会の活動を支援し、消費生活相談の充実と消費生活の安全確保に努めてまいります。

<住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり>

美しい自然を守りつつ、より快適な暮らしを兼ね備えた生活基盤を整える必要があります。安心・安全な都市機能を高めるため、人口減少を見据えたまちづくりを進めてまいります。

平成27年4月に第2期美幌町都市計画マスタープランを策定しましたが、その後の社会情勢の変化に伴い、少子高齢化や人口減少に対応した見直しが必要な状況にあります。本町は、比較的コンパクトに市街地が形成されていますが、近年は、空き家や空き地も目立つようになり、都市機能のスポンジ化が進んでいます。

このため、都市機能の集約と居住を誘導すべき区域を設けるなど、誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりを実現すべく、都市計画マスタープランの見直しと、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に着手いたします。

北海道横断自動車道（網走線）は、本別JCTから網走を結ぶ高規格道路で、物流の効率化や観光振興、救急搬送時の速達性と安全性の向上、災害時の緊急輸送道路の確保など、地域にとっては必要不可欠な社会インフラであります。

北海道開発局は令和元年度、北見東ICと美幌高野ICとを結ぶ端野高野道路（区間延長14.3キロ）の事業化に着手しており、新年度は、構造物の詳細設計や用地測量、用地買収、改良工事などが予定されています。北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会をはじめ、関係団体と連携の上、早期開通に向けて積極的な要望活動を展開してまいります。

町道の整備については、自治会等の要望を勘案の上、安全性の確保と事業の優先度

を念頭に置きながら、計画的な整備を進めています。

国の交付金を活用して第112号道路（新町2、3丁目）の整備、稲美橋の補修工事、稲美旭橋（第120号道路）の補修に向けた実施設計を行うほか、町道2路線の道路・歩道整備を行うなど、通行車両と歩行者の安全確保に努めてまいります。

町内には多くの老朽化路線が存在しており、道路施設の安全性を確保するための対応が求められています。道路パトロールを強化し、雨水蓋の交換や舗装の補修、街路樹の剪定など、道路管理者としての安全対策に取り組んでまいります。

除排雪体制の充実を求める声は多く、重要度の高い行政サービスであると認識しています。直営と民間7業者による市街地区の除雪、直営と農村地区10部会による郊外の除雪、直営と民間2業者による歩道除雪の体制を整えるほか、今冬から導入した維持管理準備金制度により、民間事業者との協力体制を強化いたします。

また、町が保有する除雪グレーダーと除雪手押しロータリーを各1台更新し、町民生活や経済活動に支障を来すことのないよう、冬期交通網の確保に努めるとともに、自治会のたすけあいチームと連携し、間口置き雪対策に取り組むなど、冬期間における安心・安全な生活環境の維持に努めてまいります。

網走川と美幌川が合流する本町では、台風や大雨の影響で河川が増水し、市街地北部において浸水被害が度々発生しています。排水ポンプや発電機を配備し、樋門の管理体制を強化する一方で、自然災害を防ぐため、国や北海道と連携の上、治水対策と河川環境の保全に取り組んでまいります。

また、町が管理する普通河川の氾濫被害を未然に防ぐことを目的に、河川に堆積した土砂や河道の伐木及び除去を年次的に進めることとし、初年度は、豊幌川と黒瀬川

（瑞治）で実施いたします。

町内には、せせらぎ公園をはじめ、町民の憩いの場として親しまれている都市計画決定公園が23か所あり、1人当たりの公園面積は全道平均を大きく上回っています。

供用開始から年数を経過し、施設や遊具の老朽化が進んでいるため、計画的な更新整備を進めるとともに、多目的トイレが設置されている公園等のトイレ出入口に手すりを設けるなど、安心してご利用いただける環境を整えてまいります。

平成23年度に開始した住宅リフォーム促進補助事業には、これまでに1,300件を超える申請があり、工事費の総額は31億円を超えるなど、住環境の整備と地域経済の活性化に重要な役割を果たしています。

事業開始から12年目を迎えますが、利用者及び事業者ともに事業の継続を望んでいることから、制度設計の見直しを視野に入れつつ、事業効果をさらに高める手法を検討いたします。

本町には、16団地・77棟・795戸の公営住宅があります。住宅セーフティネットの機能を保持するため、適切な維持管理に努めていますが、耐用年限を迎える住戸も多く、建替えや改善を年次的に進めていく必要があります。

このため、美幌町公営住宅等長寿命化計画に基づき、人口減少を見据えた将来の管理戸数を設定の上、建替え等を計画的に進めてまいります。

また、入居者の利便性の向上を図るため、南団地（1号棟から5号棟）の共同階段に手すりを設置するなど、安全に暮らせる住環境の確保に努めてまいります。

一定の条件を満たす空き家（不良住宅）を除却する際の補助制度を令和3年度に創設いたしましたが、初年度は6件の解体費用を助成しています。適切に管理がなされず、放置され続ける空き家の存在は、周辺

の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

新年度においては、除却補助制度に加え、空き家の改修経費を助成し、地域の活性化（移住体験住宅）を図るなど、総合的な空き家対策を推進してまいります。

昭和56年10月に供用を開始した下水道事業は、人口減少による使用料収入の減少、施設や設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、経営基盤の強化を図る必要があります。財政マネジメントの向上を的確に行うため、公営企業会計における法適用化に向けた移行準備を進めてまいります。

また、終末処理場の受変電設備及び中央監視設備、下水道管渠を計画的に更新するほか、施設の耐震化や長寿命化に取り組むとともに、下水道計画区域外においては、個別浄化槽を設置して水洗化を図るなど、生活環境の改善と持続的に安定した下水道サービスを提供いたします。

水道事業は、料金収入による独立採算方式により運営されていますが、給水人口の減少と水道施設の老朽化に伴う更新事業の増大が課題となっています。

重要なライフラインとして、地震等の災害時においても必要最低限の水を安定的に供給できるよう、日並浄水場の耐震補強工事、基幹管路（送水管）更新工事、老朽した配水管の計画的な更新など、水道施設の耐震化と経営基盤の強化に努めてまいります。

<夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり>

まちの礎は人です。一人一人が持てる力を存分に発揮できる環境を整え、夢と希望に向かって挑戦する人を応援するなど、美幌町の将来を担う人材の育成に向けた施策を推進してまいります。

等しく教育を受ける機会を与えるため、町では奨学金制度を設けていますが、近年、申請実績が少ないことから、借入れ限度額の引上げと償還期間の延長を図ること

により、経済的な理由で修学を断念することがないように、若者の学ぶ意欲を後押しいたします。

また、若者の定着と人材の確保を図るため、町内に居住し、医療や介護、保育等の事業所に就業する有資格者が奨学金を返済する際、年間20万円を限度に10年間、最大200万円を助成する奨学金返還支援制度を創設いたします。

学校教育においては、確かな学力向上に向け、ICT機器を活用した学習環境の整備を図ってまいります。具体的には、タブレット端末と連携した授業の展開をはじめ、視覚的に様々な機能を備える電子黒板を全学年に配備し、児童生徒の学びを深化させます。

本町では、町が臨時教員を任用することで、小学校全ての学年で35人以下学級を実践してきましたが、昨年、文部科学省は学級編制基準を見直し、令和7年度にかけて小学校の全学年で35人以下学級を実施する方針を決定しました。

今後、町で臨時教員を配置する必要はなくなりますが、生活習慣と学習規律を身につけるには、就学時において少人数指導を行うことが有効なことから、町が臨時教員を任用し、小学校第1学年で30人以下学級を実践します。

少子化による影響で児童生徒数の減少が続いており、小学校においては1学級となる学年も増加しています。学校運営上の課題を整理し、小中一貫教育を基本に、教育環境の向上と少子化の進展に対応した町立学校の最適化に向けた検討を進めてまいります。

近年、特別支援学校による専門的な指導を必要とする児童生徒が増加傾向にありますが、毎日の送迎は保護者の大きな負担となっています。全ての児童生徒に相応しい教育環境を提供するため、希望者を対象にスクールバスの登校便を運行し、保護者の負担軽減と教育機会の確保に努めてまいり

ます。

学校給食においては、子育て世代の負担軽減を図るため、多子世帯（第3子以降）における給食費の無償化に継続して取り組んでまいります。

昨年9月に北海道教育委員会は、美幌高等学校の農業科2学級を1学級に削減し、令和5年度に再編する公立高等学校の配置計画を公表しました。町内の中学校卒業者の進路動向などから、農業科の再編はやむを得ないものと受け止めておりますが、町内唯一の高校を維持していくには、生徒募集と高校の魅力化に向けた取組を強化する必要があります。

入学生に対する就学支援金の交付、タブレット端末の無償貸与を継続実施するほか、教育支援事業補助制度を拡充し、生徒募集活動や学習環境の充実に資する経費を支援するなど、美幌高等学校教育振興対策協議会と連携の上、オール美幌体制で入学者の確保に努めてまいります。

町民が主体的に取り組む文化活動を支えるには、町民会館、図書館及び博物館などの生涯学習施設を中心に「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる場所と時間を提供することが求められています。

動画配信サービスを行うための機材を整備し、各種講座や団体活動の情報を発信するなど、遠隔・オンラインによる学習環境の充実に努めてまいります。

本町に縁のある芸術家やアスリートなどの人材を活用し、町民に学びの機会を創出するふるさと人材教育事業を推進するとともに、町内在住の外国人技能実習生等に日本文化に触れる機会を提供する多文化共生推進事業に取り組み、関係人口の拡大と生涯学習の充実に努めてまいります。

芸術・文化活動の拠点施設である町民会館びほーるは、心の豊かさや活力あふれる地域づくりを推進する空間でもあります。多様な芸術文化に触れる機会を提供し、町民の文化的な活動を推進いたします。

また、芸術文化活動において高い技術と感性を有する青少年を対象に、全国大会等の出場経費の一部を助成する未来のアーティスト応援事業を通じて、本町の芸術文化に関わる人材の育成に取り組んでまいります。

北京オリンピック冬季競技大会では、本町出身の石田選手と一戸選手が日本代表として世界の強豪に真剣勝負を挑む姿が勇気と感動を与えてくれました。

スポーツに打ち込んでいる子供たち、夢に向かって努力する子供たちを後押しする未来のアスリート応援事業により、競技力の向上とスポーツ振興に努めてまいります。

郷土の自然や歴史、芸術等の資料や情報を収集、保存、調査研究を行っている博物館は、学校教育における学習活動をはじめ、町民の学びの機会を深める役割を果たしています。

移住相談拠点施設の整備に関連して駐車場を整備するなど、利便性の向上を図るとともに、体験学習や各種講座を開催し、町民の知的好奇心を高める活動を進めてまいります。

建設から43年を経過する図書館は、施設の老朽化と狭隘化が進んでいるため、図書館整備検討委員会を設置し、改築に向けた調査研究を進めてまいりましたが、近く基本構想がまとまる予定であります。

新年度においては、改築に向けた基本的な考え方を示す基本計画の策定作業を進めてまいります。

【脱炭素社会の実現】

近年、地球温暖化が起因とされる平均気温の上昇、大雨や台風による災害の発生、農作物や生態系への影響が深刻な問題となっており、脱炭素社会に向けた動きが活発化しています。

国は、2050年度までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指し、中間目標となる2030年度の

温室効果ガス排出削減量を13年度比46%に設定するなど、官民を挙げて経済社会全体の変革に取り組む考えを示しています。

北海道も、2020年3月にゼロカーボン北海道を宣言し、道民、事業者、市町村、団体など、あらゆる主体が一体となり、その実現を目指そうとしています。

本町では、企業活動を通して排出された二酸化炭素などの温室効果ガスについて、植林や森林保護などに投資することで、排出した分を相殺し、二酸化炭素の排出を実質ゼロにしようとする、びほろ企業の森林づくり事業に取り組んでいますが、これまでの実施面積は130ヘクタールを超え、町有林の植樹などの育林活動に多くの企業に参加いただいております。

また、役場新庁舎の建設にあたっては、年間で消費するエネルギー量を基準値の5割以下に削減するZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）認証を取得するなど、新たな取組も始まっています。

新年度においては、公用車に電気自動車（1台）を導入するほか、環境意識の高い観光客に人気のサイクルツアーを実施するなど、脱炭素に向けた機運を高めるため、より具体的な取組を進めてまいります。

以上のとおり、地球温暖化対策のさらなる推進に向けて、持続可能なまちづくりの実現と、豊かな自然と調和した環境を次の世代に引き継ぐため、町民の皆様、地域や事業者の皆様と一体となって連携・協働しながら、2050年度までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けて努力いたします。

【おわりに】

昭和28年6月、新町から発火した火の手は強風に煽られ、住宅街へと燃え広がり、77棟が全半焼し、被災者は377名に及ぶ大火となりました。

現地には救済本部が置かれ、小学校を休校して臨時避難所が開設されたほか、町議

会は臨時会を招集し、災害救助法の適用を国へ申請、多くの町民が義援金を寄せるなど、町ぐるみで被災者を支援し、力を合わせて復興に取り組んだ記録が美幌町百年史に載っています。

町民、議会及び行政が一体となり、ふるさと美幌を襲った危機を克服し、力強く乗り越えた先人たちの行動は、私たちに大きな勇気を与えてくれています。

新型コロナという困難に直面している今、この難局を乗り越えるには、ふるさと美幌に暮らす全ての人が、コロナ克服という共通の目標に向かって、お互いに協力し合い、挑んでいかななくてはなりません。

先人たちの教えを胸に、次の世代への責任を果たし、美幌の未来を切り拓くためにも、町民の皆様の先頭に立ち、お約束した施策の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様、議員各位には、御支援と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、慎重に御審議をいただきまして、原案に御協賛を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。令和4年度の町政執行方針といたします。

御清聴、ありがとうございました。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、16時といたします。

午後 3時49分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和4年度教育行政執行方針について、教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 令和4年度美幌町教育行政執行方針を述べさせていただきます。

【はじめに】

令和4年度予算の御審議をいただく美幌町議会定例会におきまして、教育行政に関する執行方針を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をいただき、地域に根差した実効性のある教育施策を着実に推進してまいります。

さて、我が国では少子高齢化や人口減少をはじめ、人工知能（AI）やInternet of Things（IoT）などの先端技術が高度化して急激な社会的変化が進む中、令和2年1月に日本国内で1人目の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、猛威を振るい、日本の社会経済や私たちの日常生活に大きな変化をもたらし、子供たちの教育環境にも大きな影響を及ぼしております。

このような先行き不透明で予測が困難な状況の中、教育行政の果たす役割はますます重要となっており、子供たちが変化を前向きに受け止めながら、ふるさと美幌に誇りと愛着を持ち、自ら学び、そして各人が持つ資質、能力を一層確実に育成することができるよう、教育関係者の皆様とともに美幌町教育大綱を共有し、明確な教育行政執行の方向性を示す中で、多くの皆様から御意見をいただきながら、引き続き、顔の見える教育委員会として、本町の教育行政を着実に推進してまいります。

【教育行政に臨む基本的な考え方】

美幌町教育委員会では、第6期美幌町総合計画を柱として、美幌町教育大綱並びに第8次美幌町社会教育中期計画の具体的な推進を図るとともに、総合教育会議における町長との協議を踏まえた町行政との連携を図りながら、美幌町の教育の基本である美幌町教育目標の実現を目指して、令和の時代の豊かな学びの実現に向けて、次のとおり重点施策に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、新しい生活様式を踏まえ、学びを止めることのないよう様々な工夫をしながら教育活動の推進に取り組んでまいります。

【重点施策の展開】

《幼児、学校教育の充実》

令和時代の始まりとともに、令和2年度には小学校の、令和3年度には中学校の新学習指導要領が全面実施されております。新学習指導要領では資質能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理した上で、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図る社会に開かれた教育課程を重視するとともに、実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立を図ることとされております。

教育委員会としましては、学校と保護者、地域が連携し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育の充実に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症は、現在も収束の目途は立っておらず、学校・学級運営に様々な制約が生じておりますが、引き続き文部科学省が定める衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」の徹底を図り、子供たちの健全な育成のため学びを止めないよう、学習内容や活動内容を工夫

しながら、教育活動を継続できるような各種施策に取り組んでまいります。

＜幼児教育関係機関との連携＞

幼児期の教育は、次の世代を担う子供たちが人間として生きる力を身につけられるように、人格形成の基礎固めをする役割を担っております。

幼児期と小学校の円滑な接続は重要なことであり、要保護児童対策地域協議会をはじめ、子ども発達支援センターや幼稚園等関係機関と児童の各種情報を共有するため、情報交流や相互訪問等による連携を深めてまいります。

＜学校教育の推進＞

確かな学力の向上。

算数科、国語科の充実強化。

確実な学力向上のため、チーム・ティーチングや習熟度別指導のほか、北海道教育委員会のチャレンジテストやNRT（全国標準学力検査）を活用し、基礎的・基本的な知識や学習内容が身に付くよう取組を進めてまいります。

主に算数科と国語科においては低・中学年を中心にきめ細かな指導のため、教育支援員を継続配置し、確実な基礎学力の定着に向けた取組を進めてまいります。

このほか、昨年度、包括的連携協定を締結しました北見工業大学の協力による学習サポート事業を小中学校の長期休業中を利用し、継続実施いたします。

また、退職教員による放課後学習サポート事業も継続実施し、児童が日常的に学習できる環境を提供するほか、家庭での学習習慣の定着のため、小中学校が連携した家庭学習の手引きを作成し、生活リズムチェックシートとともに活用を広く呼びかけて、学校と保護者の連携を強化いたします。

I C T教育の推進。

児童生徒一人一人の可能性を引き出し、個に応じた学びや協働的な学びを実現するため、各学校に整備したI C T環境の円滑

な運用と効果的な活用を図ってまいります。

I C T教育推進のため、タブレット端末の家庭への持ち帰りや機器の整備充実を図り、教職員向けの研修を通して知識と指導能力の向上を図り、保護者の理解、協力が深まるよう情報発信に努めてまいります。

小学校少人数学級の推進。

小学校の35人以下学級については、継続して国や北海道の少人数学級事業の動向を見据えながら、また、新たに小学校1年生を対象に30人以下学級を実践して町費による臨時教員を配置し、児童一人一人の理解度や興味関心を踏まえたきめ細かな学習指導体制を整備してまいります。

語学教育の充実。

新学習指導要領の下で、小学校3・4学年は外国語活動、5・6学年は教科としての外国語が実施されております。美幌町の教育の特徴である語学教育の充実を図りながら、高等学校卒業までに外国語でコミュニケーションが取れるようになることを目指し「聞く・読む・話す・書く」の力を総合的に育みます。今年度も、小学校3校の連携により、外国語専科教員による巡回指導の継続・充実を図るとともに、昨年度で全小学校に設置完了しましたイングリッシュルームの活用を図り、一層の語学教育の充実を努めてまいります。

あわせて、2名の語学指導助手（A L T）のサポート体制により、外国語科指導の充実を努めてまいります。

小中一貫教育の推進。

令和3年1月26日の中央教育審議会答申では、新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的、目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要があるとの考え方が示されております。

近年の教育内容や学習活動の質的・量的

な充実に対する必要性から、美幌町の学校教育においても教育環境の向上と持続的な確保を目指した小中一貫教育の導入を検討してまいります。

また、少子化による児童生徒数の減少に対応した町立学校の最適化に向けた検討を進めてまいります。

授業改善の充実。

学習規律のさらなる定着。

学習規律については、小中学校の学習規律を集約し策定した美幌町学習規律スタンダードを基に、各校とも教育推進の重点事項として作成し、児童生徒の姿として確かな成果が現われております。引き続き、確かな学力の基盤となる学習規律のさらなる定着を図るため、校内一丸となった、より具体的な取組を進めてまいります。

授業改善の推進。

全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、指導方法や指導体制の工夫改善が必要であります。これまで、オホーツク管内全体の学校が授業改善のため主体的に取り組んでいる「オールオホーツクで学力向上を！ロードマップ」の実践を生かし、GIGAスクール構想によるICT機器を活用しながら、あわせて、小中学校における教員の相互交流や学校種間の連携を強化してまいります。

公開研究会の実施。

新型コロナウイルス感染症による影響がある中で、町内全ての小中学校が校内研修の成果の発信として公開研究会を継続実施しており、校内研修の充実や教員の指導力向上などに大きな成果を挙げております。

今年度においても、授業改善のより一層の充実のため、特設授業の公開と研究協議を柱とした公開研究会の実施を積極的に進めてまいります。

健やかな身体の育成。

健康保持。

子供たちの健康の保持・増進を図るた

め、定期的な健康診断を実施して感染症等の予防に努めるほか、授業や家庭でのタブレット端末の使用のルールづくりにより視力低下等を防ぐ取組を家庭と協力して進めてまいります。

小学校では、むし歯予防対策のためフッ化物洗口を継続実施いたします。中学校においては、喫煙や危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を開催し、適切な保健管理・指導を行ってまいります。

体力向上。

全国的に児童生徒の体力が低下傾向にあるため、運動習慣の定着を目指し、日常の体育授業の充実をはじめ、教育活動全体を通して体力を培うほか、部活動や地域の少年団活動を奨励し、全ての学年で新体力テストの取組を進めます。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を踏まえ、学校における体力向上の取組と体育・健康に関する指導の工夫・改善を行うとともに、家庭や地域と連携した児童生徒の運動機会の創出などにより、体力の向上に努めてまいります。

あわせて、関係団体の御理解と御協力の下、水泳、スキー、スケートの各授業においては、引き続き外部講師のサポートを受けながら実施してまいります。

生活習慣。

子供たちの望ましい生活習慣の定着に向けて推進してきた「早寝・早起き・朝ごはん運動」は、年々取組の成果が上がってきており、成果と課題を家庭と共有しながら、学校や家庭における生活リズムチェックシートの積極活用や生活習慣改善などの食育の推進のほか、社会教育における通学合宿事業などを引き続き共同し実施してまいります。

また、ICT教育の推進により情報端末機器に触れる場面が多くなっているため、情報モラル教育の一環として、適切な情報端末機器の利用とともに、生活リズムの自己管理についても継続的な指導や取組を進

めてまいります。

豊かな心の育成。

道徳科への対応。

特別の教科、道徳においては、児童生徒が生命（いのち）を大切に作る心や他者を思いやる心を考え、議論する道徳的課題に対して、一人一人が自分のこととして誠実に向き合い、他者との関わりの中でよりよく生きる力の育成に向け、道徳授業づくりのための研修や授業公開、さらには地域の人材や様々な教育資源を活用した道徳教育の一層の充実を図ってまいります。

いじめ対策。

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、1人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが何より重要であります。このほか、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことも必要であり、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るとの意識を再認識し、いじめは絶対に許されないという土壌を醸成するとともに、いじめ事案の未然防止、早期発見等、迅速で適切な対応に努めてまいります。

また、悩みを抱え込んでいる児童生徒が、いつでもシグナル発信できるよう、スクールカウンセラーと連携した中で、日頃の指導・相談体制を強化し、未然防止、早期発見、早期対応に努めるほか、指導のための教職員研修会や児童生徒への情報モラル教育の充実を図ってまいります。

読書習慣。

児童生徒の読解力や情報活用能力向上のため、読書習慣の形成、定着は必要であります。学校では、朝読書やボランティアによる読み聞かせなど、読書活動の充実を図る取組が進められており、家庭での読書を通じて家庭内のコミュニケーションが図られる家読（うちどく）をさらに推進してまいります。

あわせて、図書館司書を各学校に継続して派遣し、読書活動の取組を支援するほ

か、教職員及び児童生徒のニーズに応じた学校図書館の機能充実に努めてまいります。

教育相談体制の充実。

教育相談の体制として、教育相談室に教育専門相談員と不登校問題相談員を各1名配置し、不登校あるいは問題を抱える児童生徒に対して、家庭訪問や学校訪問による相談、支援を行うほか、サテライト授業では児童生徒一人一人の心に寄り添いながら、引き続き指導、支援を行ってまいります。

また、児童生徒の心のケアや教職員、保護者の問題解決に向けた連携を強化するため、昨年度よりスクールカウンセラーを小学校にも配置しており、継続する中で校内の教育相談体制の充実と早期対応に努めてまいります。

さらに、全小中学校で実施しているQ-Uテスト（楽しい学校生活を送るためのアンケート）をより効果的に活用し、結果を基に学級集団を捉え、学級経営の在り方などの指導・相談・支援を継続してまいります。

特別支援教育の充実。

特別な教育的支援を必要とする子供の教育については、各学校に特別支援教育支援員を配置しておりますが、学級編制に合わせて今年度2名を増員し、25名を配置いたします。

個の特性に応じた適切な教育支援を行うため、特別支援教育関係者への研修会を実施し、個別の支援計画・指導計画の活用や保護者との相談を重ねながら、関係機関と連携した効果的な支援を行ってまいります。

また、美幌町特別支援教育連携協議会を通して、福祉・医療・教育等の関係機関の連携により、乳幼児から就労後までの支援体制を切れ目なく、地域で一貫した相談及び支援体制の構築を図り、個々の児童生徒にとって相応しい教育環境の整備に努めて

まいります。

安全・安心な教育環境の充実。

防災教育の推進。

近年の国内における大規模災害の発生を受け、不測の事態に備えた学校現場での防災教育は不可欠であります。子供たちが自らの力で、状況に応じた判断や行動を通して危機回避できる力を身につけ、常日頃から防災意識を持つために火災、地震、台風災害を想定した避難訓練や防災訓練を実施いたします。

昨年度に全小中学校で取り組みました1日防災学校は、児童生徒にとって貴重な体験学習であり、引き続き関係機関の協力により、防災の要素を取り入れた授業を継続して行うよう取り組んでまいります。

安全教育の充実。

今年度においても、交通安全教室や自転車乗車マナーの指導、防犯訓練、通学路の安全確保、登下校時の見守り活動のほか、不審者情報メールの配信や携帯電話、パソコン等のインターネット犯罪から子供たちを守る取組を関係機関の御協力により進め、子供たち自らが安全に行動できる資質、能力の育成に努めるほか、親子で学べる場の検討など、保護者、地域住民、関係機関等が連携し、地域ぐるみによる安全・安心な教育環境の確保を図ってまいります。

また、全国では子供たちが犯罪（性犯罪含む）に巻き込まれる事案が報告されており、子供たちの心身に大きな影響を与えております。生きるための教育として、専門家などによる正しい知識の習得や教材・指導の手引を活用した安全教育の充実に努めてまいります。

学校の衛生管理。

新型コロナウイルス感染症は、今後も警戒を続けていかなければならず、学校における感染・拡大のリスクを低減した上で学校運営を継続していく必要があります。

各学校においては、学校の新しい生活様

式や美幌町立学校における新型コロナウイルス感染症に係る初動対応マニュアルにより、基本的な感染対策の徹底と感染疑いがあった場合について対応しておりますが、引き続き児童生徒と教職員の感染症予防対策の徹底とともに、国が進める業務支援員を継続配置しながら、施設の消毒・換気などを行い、持続的に児童生徒が安心して教育を受けられる環境の整備に努めてまいります。

信頼される学校づくりの推進。

服務規律の保持。

教職員は、教育公務員として子供たちの人格形成に大きな影響を与える立場であり、児童生徒の手本とならなければならないことを改めて認識する必要があります。学校教育は、地域住民との信頼関係の上に成り立っていることを自覚し、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、職場全体で服務規律の厳正保持に努めてまいります。

教職員の資質と能力向上。

教職員は、新たな課題や時代の変化に対応するため、最新の専門的知識と指導技術等を身につけることや高い倫理観が求められております。引き続き教職員の資質と能力向上のため、網走地方教育研修センターをはじめ、個人研修や道内外の各種研修のほか、組織的に取り組む校内研修、授業実践交流、公開研究会による授業公開など研修・研究体制の充実に努め、学び続ける教職員の取組に支援してまいります。

働き方改革の推進。

教員の働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動が継続できるよう、美幌町働き方改革推進プランを策定しておりますが、これまでの取組を継承しながらさらなる改善・充実に努めるため、美幌町働き方改革推進プラン（第2期）を昨年3月に策定し、教育委

員会と学校とが緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に取り組んでおります。

今後も、学校業務の効率化・平準化を目指した教職員の意識改革を進め、働き方改革に取り組んでまいります。

地域と連携した学校づくりの推進。

学校は、教育活動やその他の学校運営の状況を自ら評価し、その結果を公表する学校評価を実施するとともに、新年度の学校経営方針や重点課題を広く公表することで、学校・家庭・地域が各々の役割を果たしつつ、社会全体で連携協働する地域とともにある学校づくりの深化に努めております。

今年度においても、学校運営協議会制度の確かな推進と「3つのきょういく」応援団の協力、また、昨年度に設置しました各学校運営協議会の情報共有や資質向上を目的とする学校運営協議会連携会の運用により、地域の子供は地域で育てる仕組みを推進するほか、参観日・学校行事・学校だより等を通じて、学校の状況や子供たちの様子を保護者や地域に発信してまいります。

あわせて、地域の意見を踏まえて学校運営に生かしながら、地域の皆さんのご理解とご協力の下に、一層信頼される地域とともにある学校づくりを進めてまいります。特に、スポーツや芸術分野においては、外部講師による指導や地域資源（自然・環境・人）を積極的に活用し、特色ある学校づくりに努めてまいります。

学校給食と食育の推進。

学校給食は、地元産農産物、地場産加工品を多く取り入れて衛生管理の徹底の下、おいしく安心・安全な給食提供に努めてまいります。

また、食育については、学校と連携の上、正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう取り組んでまいります。

小中学生のいる多子世帯の保護者に対しては、今年度においても、美幌町第3子以

降学校給食費補助事業により給食費の無償化を図り、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

食物アレルギーを有する児童生徒については、医師が作成する学校生活管理指導表に基づき、保護者・学校との面談により、学校給食におけるアレルギー対応を適宜行ってまいります。

<学校教育施設環境の整備充実>

学校施設整備。

子供たちが快適で安心して学べる良好な学習環境を維持するため、美幌町学校施設長寿命化計画を基に、計画的な施設設備の改修に努めてまいります。

今年度においては、美幌小学校・旭小学校・美幌中学校PCB含有変圧器更新修繕、旭小学校遊具修繕、美幌中学校体育館暖房遠赤ヒータ修繕、北中学校インターロッキング舗装修繕を行ってまいります。

このほか、給食センターでは、排水処理施設内の汚泥貯留槽散気管修繕、排気用送風機修繕、厨房手洗器の取替えなどの修繕を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

スクールバス。

スクールバスの運行については、安全運行に努めるのはもとより、児童生徒の利便性を考慮した運行を行うとともに、少人数の場合にはハイヤーを代替として活用するなど、引き続き効率的で安全な運行に努めてまいります。

また、特別な教育的支援を必要とする子供が増加する中、より高度で専門的指導が相応しいとされる子供が増えております。このような場合、美幌町の児童生徒は北海道北見支援学校（北見市川東）が就学校となりますが、これまでも保護者による毎日の送迎が極めて大きな課題でありました。特別支援教育は、個の特性に応じた適切な支援が何よりも大切であり、あわせて、保護者負担を軽減することを目的として、今年度より北見支援学校への登校便を運行し

てまいります。

＜高等教育の支援・充実＞

美幌高等学校との連携・支援。

昨年9月、北海道教育委員会は公立高等学校配置計画（令和4年度「2022年度」～6年度「2024年度」）において、美幌高校の1学級を減とし、生産環境科学科及び地域資源応用科を未来農業科に学科転換するとしております。

町は、北海道美幌高等学校教育振興対策協議会とともに、振興対策に向けた取組を進めている中であり、非常に残念な決定ではありますが、入学者の状況を鑑みると普通科にも学級減の危機が迫っていると言わざるを得ない状況にあるため、美幌高校の教育活動の様子を広く情報発信した上で、間口確保対策の強化を講じてまいります。

また、昨年度実施いたしました地域みらい留学制度は反響が大きく、入学者確保に有効であることから引き続き取り組むものとし、農業科への入学機会に支障を来たすことのないよう寄宿舎運営への継続支援のほか、高等学校のGIGAスクール構想における1人1台端末整備のためタブレット端末の貸与、教育支援事業におけるポスター・パンフレット作製、学習環境整備、商品開発等の支援を進めてまいります。

これらを通じて、農業科のみならず、普通科にも一人でも多くの生徒に入学してもらえるよう、関係機関と連携を図るとともに、引き続き子供たちの生の声を取り入れながら、美幌高校の魅力づくりとなる取組を支援してまいります。

奨学金制度の充実。

若者らが安心して学ぶことができる教育環境を整えるため、奨学金制度を利用しやすいよう要件を見直します。あわせて、町内で不足する医療や福祉従事者など、特定の資格を有して町内事業所に就業する方に対して奨学金返還支援制度を創設し、若い世代の人材確保と定住促進を後押しいたします。

＜生涯学習の充実＞

社会教育では、生涯を通じて互いに学び、高めあえる、活力を生む生涯学習の取組を着実に進めてまいります。

令和4年度が計画の初年度となる第8次美幌町社会教育中期計画の三つの推進目標を社会教育行政推進の柱として、町民のニーズに十分に答えられるよう、毎年の事業点検評価を踏まえながら、さらなる取組の充実を図ります。

＜社会教育の推進＞

学習活動の推進。

家庭教育。

家庭や地域からの教育力向上を図るために子育て世代の親が学びやすい環境を整えていくことを意識し、幼稚園家庭教育学級への活動支援やフレッシュママセミナー、親育セミナー、PTA役員研修会等での子育てをめぐる課題等の学びの機会を提供し、子供たちが健やかに成長できる環境づくりに努めてまいります。

少年教育。

小学生を対象に、おもしろキッズ共和国や子どもちょっと体験教室、びほろっ子ワクワク通学合宿などの事業を継続するとともに、中学生、高校生には、次代を担うリーダーの養成を目的に、講習会を充実・継続することで、児童生徒の興味関心の幅を広げ、自ら考え行動する力を育ててまいります。

青年教育。

青年教育では、社会の一員としてまちづくりに参画する青年たちの自主的活動を推進するため、青年交流会や、はたちのつどいの開催支援を行います。また、青年講座開催により青年の学習の場を引き続き提供してまいります。

成人教育。

町民の自主的な学習活動を支援するみんなのまなび場応援事業や、広く町民の知識・教養を深めるイマドキ講座、きらり女性セミナーを実施し、誰もが気軽に参加で

きる学習機会を提供するほか、女性国内研修派遣事業を通じ、女性リーダー育成を継続してまいります。

また、町内に在住する外国人研修生等に対し、町民との交流を深め本町へ愛着を持ってもらえるよう、日本の伝統文化などを学習・体験できる機会を提供する多文化共生推進事業を引き続き進めてまいります。

高齢者教育。

明和大学では、多くの仲間とともに充実した学生生活を送れるよう、学生の多様なニーズに応えながら、学習内容の充実を図ってまいります。

また、明和友の会や一般高齢者の方も対象とした明和大学公開講座やアクティブシニアセミナーを継続し、高齢者の生きがいづくりや生涯にわたる学習の場を提供してまいります。

青少年健全育成の推進。

青少年対策。

青少年育成センターは、民間組織である青少年育成協議会と連携しながら、青少年の健全育成や非行防止活動のための指導と支援に努めてまいります。

また、リトルウイングや子どもみまもり隊による児童生徒への声かけ・見守り活動や青色回転灯装備車両によるパトロールなど、地域のおじさん・おばさんとして、町民総ぐるみ運動を引き続き展開し、子供たちの安全確保や非行防止に取り組んでまいります。

文化活動の推進。

芸術文化鑑賞事業の充実。

各実行委員会と協力して、幅広い世代の町民に向けて質の高い生の芸術に触れる機会を工夫し提供するとともに、町民が主体的に行う小規模鑑賞事業に対し支援を行ってまいります。

芸術文化活動の支援。

各種文化団体への活動に対して支援を継続し、技術の向上と文化の裾野を広げるため指導者招へい事業を拡充してまいりま

す。

また、新規事業として、今年度から、未来のアーティスト応援事業に取り組み、芸術文化活動に打ち込む青少年へ全国・全道コンクール等への参加経費を助成することで、次代を担う若い世代の技術の向上や文化の振興に努めてまいります。

子供たちの表現活動の場である演劇ひろばの活動をサポートし、異年齢の子供たちが、びほーるで演劇やダンス、歌などを自分たちで創作しながら、協調性や積極性を養い、コミュニケーション能力や感性を高める取組を行ってまいります。

スポーツ活動の推進。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催は、多くの方に感動や希望を与え、美幌町の選手が日本代表選手としてパラリンピックや北京2022冬季オリンピックに出場しました。本町出身選手の出場は、スポーツに関わる子供たちに夢を抱かせ、スポーツに親しむ人や見る人にも生きる活力となりました。

また、誰もが心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたって運動スポーツを生活の中に取り入れ、健全な心と体を養うことがとても大切であります。

そのためには、町民の様々なニーズや年代・性別・障がいの有無にかかわらず、多様性を尊重したスポーツの機会をつくり、健康体力の維持増進やレベルの高い競技力の向上を図るため、美幌町スポーツ協会及びびほろスポーツクラブBeetとさらに連携・協働しながら、より充実したスポーツ環境づくりを推進してまいります。

また、将来を夢見る有望な子供たちを支援するため、未来のアスリート応援事業を充実するとともに、子供たちが安心して活動でき、さらに活躍できるよう支援してまいります。

今後の人口減少や少子高齢化社会が進む中、スポーツ指導者の高齢化や後継者不足からスポーツ活動の停滞や団体の解散など

が大きな課題となっており、スポーツ活動を継続・充実するには、競技者人口の拡大と指導者の養成や資質向上が必要であり、指導者を養成するための資格取得費用の助成強化や研修参加を奨励してまいります。

これまでのスポーツ環境の整備充実やスポーツ基盤をさらに強化・継続し、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や札幌冬季オリンピック・パラリンピックの誘致などを契機とし、さらに美幌町のスポーツ振興が図られるよう、国のスポーツ基本計画を参酌し、美幌町独自の特色を生かせる美幌町スポーツ推進計画の策定に取り組んでまいります。

図書館活動の推進。

美幌町図書館の創設から今年で70年を迎えます。この間、いつでも、誰にでも本と触れ合うことのできる環境づくりに努めてまいりました。これからも、乳幼児から高齢者まで切れ目なく読書に親しめる機会やレファレンスサービスなど、町民ニーズに応えられる取組を進めてまいります。

特に、子ども未来絵本036事業を継続することで、乳幼児の保護者の読書に対する理解と関心を高め、さらには学校巡回司書の取組を充実させ、学校と図書館がより連携することで子供たちの読書活動の推進を積極的に取り組んでまいります。

また、町民にとって魅力的で利用しやすい新図書館の整備に向けて、図書館整備検討委員会での議論をさらに深め、図書館の事業とサービスを強化しながら、多様な人びとに安心して利用することができ、自ら図書館で学びたい未来を指向した図書館を目指してまいります。

博物館活動の推進。

博物館は、多くの町民の皆様に、ふるさとの自然や歴史、芸術などのすばらしさに触れていただき、積極的に利用してもらえよう、魅力ある事業づくりを進めてまいります。

教育普及では「カメラは見た！動物たち

の素顔」をテーマとした特別展及び貴重な収蔵資料を展示するロビー展などの開催を予定いたします。

また、各種団体や学校教育などと連携を図り、体験活動を主体とした講座などの内容を充実し、博物館教育につながるよう努めてまいります。

文化財の保全・保護では、指定文化財の点検、巡視を行うとともに、指定文化財、美幌小学校のかしわの樹木医による保全作業や経年劣化した史跡案内板の改修を行うほか、埋蔵文化財発掘調査として道営農地整備事業における予備調査、その他各種開発行為に伴う事前調査を実施いたします。

<社会教育施設環境の整備充実>

社会教育施設は、社会教育や芸術文化活動、スポーツ活動など地域における生涯学習の拠点として、これまで多くの方々が学習や交流の場として利用され、その振興に大きな役割を果たしてきております。あわせて、災害時等における避難場所などの防災施設としての機能を有する施設もあることから、昨年度に策定した美幌町社会教育施設等長寿命化計画に基づき、安心・安全な施設利用環境を確保するため、計画的な施設整備の改修に努めてまいります。

トレーニングセンターの耐震改修について、今後、具体的な整備計画を十分検討し、工事着手に向け着実に取り組んでまいります。

また、老朽化、狭隘化が課題となっている図書館については、引き続き図書館整備検討委員会により、整備に向けた調査・研究を進めてまいります。

【むすび】

以上、令和4年度の教育行政の執行に当たり、教育委員会の基本的な考え方と重点施策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束はいまだ見通せない状況にありますが、次代を担う子供たちが、夢を語り合い、心豊かにたくましく成長できることを願い、さらに、

町民一人一人が生き生きと豊かな人生を送ることができるよう、各種の教育施策に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様と議員各位の一層の御理解、御協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

御清聴、ありがとうございました。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、16時45分といたします。

午後 4時41分 休憩

午後 4時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第33 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第33 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

1 番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君）〔登壇〕 それでは、私から、住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくりについて、3点お伺いいたします。

1点目がコンパクトシティーの強みを高めた、まちなかににぎわいを再生するまちづくりについてです。

第6期美幌町総合計画では、五つの基本目標の一つとして、4番目に「住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり」を掲げています。その中の一つに「交通の利便性やコンパクトシティーである強みをさらに高めるため、中長期的な視点を持ちながら、まちなかに人が集まりやすい環境を整え、にぎわいを再生します」とあります。果たして美幌町はコンパクトシティーとなっているのでしょうか。コンパクトシティーの強みをさらに高めるとはどのようなことなのでしょうか。まちなかに人が集まりやすい環境を整え、にぎわいを再生すると思いますが、まちなかとはどこを指すのか、新町商店街、中央商店街の空洞化をど

う見るのでしょうか。

また、平成31年に策定した中期基本計画の検証結果の中で、住みやすく美しい市街地機能の向上のうち、進展していない施策が一つだけありますが、その施策は何なのか、また、進展していない原因は何なのか。

以上、まちなかににぎわい再生に関わる現状と分析及び今後の再生プロジェクト等についてお聞かせください。

2点目は、老朽化の進んだ施設や設備の有効活用と更新・集約についてです。

前述した目標の中に、老朽化の進んだ施設や設備については、有効活用をすることに努める一方、適切に更新や集約を行い、より管理しやすい体制にしていきますとあります。

平成29年3月に策定した美幌町公共施設等総合管理計画にも、ひとつながる場所の実現の一つに、公共建築物縮減目標30%を掲げています。また、用途廃止で使用できない建物は解体するともあります。

昨年度は、役場庁舎建て替えや地域振興センターの除却に伴い、しゃきっとプラザ等への各種団体の集約などがありました。一方、施設総量最適化の方策に、複合化や統合、廃止を掲げていますが、東町集会室や屋内多目的運動場、さらには、役場庁舎建て替え時にも、複合化や統合などをされておりません。また、明らかに使用していない旧ユースホステルや旧美英福祉寮などは解体されていません。

以上、これらの事項を踏まえて、前述した目標を達成するための現状分析と今後の考え方についてお聞かせください。

3点目は、自然や潤いを感じられる空間・景観づくりと子供たちが安心して自由に集まれる環境づくりについてです。

当該項目の具体策として、美幌町総合計画では、公園、緑地の整備を掲げているかと思いますが、それだけでは不十分な気がいたします。

栄通沿いの街路樹は頭からすっぽり切られ、とてもすばらしい景観とは言えません。子供たちが安心して自由に集まれる場所としては、現状の美幌町ではきてらすが一番ではないでしょうか。しかしながら、きてらすは小学校に上がる前の子供たちがほとんどです。小学生は結構コミセンに集まっているようです。

今、オリンピックでは、スケートボードやスノーボードで活躍する10代の方が増えてきています。都会ではスケートボードができる公園等も増えてきています。果たして、既存の公園や緑地の整備だけで十分でしょうか。新たな発想で身近なところで自然や潤いを感じられる空間や景観を増やし、子供たちが安心して自由に集まれる環境をつくるべきかと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 戸澤議員の御質問に答弁いたします。

住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくりについてですが、1点目のコンパクトシティの強みを高めた、まちなかににぎわいを再生するまちづくりについてですが、美幌町は、市街地の中心から半径2キロメートル圏内に8割以上の住居や商店、公共施設などの都市施設が集約されており、コンパクトシティが集約的な都市構造と考えた場合、その形態を有していると考えております。

しかし、人口減少や少子高齢化とともに、市街地において店舗や事務所の空き家が目立ち、地域全体の居住環境に影響を与えているところですが、住民の利便性を高めるため、地域公共交通計画を改定し、デマンドバスの運行や市内循環線の接続見直しを図っているところであります。

次に、まちなかにつきましては、平成16年10月に策定的美幌町中心市街地活性化基本計画における中心市街地区域内の商店街を指しておりますが、大規模小売店舗

の進出や町外への消費流出により、中心市街地の空き店舗の増加による空洞化が進んでいる状況であることから、にぎわいを取り戻し、活性化を促進することが課題であると認識しております。

前期基本計画の検証結果における進展していない施策につきましては、市街地の再整備を指していますが、平成27年から2年間、にぎわいの駅構想など、商店街の活性化について、商工会議所と課題の整理を行ったところであります。

その結果、商工会議所においては、施設整備におけるコンセプトの構築や必要となる機能など、連合商店街を交えた商工会議所の中で時間をかけて精査していく必要があるとの結論に至ったところであります。

町といたしましては、市街地再整備は、ハード整備だけではなく、ソフト施策と併せて考えていく必要があります。今後とも商工会議所をはじめとした関係団体と連携を図りながら進める必要があると考えております。

2点目の老朽化が進んだ施設等の有効活用と更新・集約についてであります。公共施設等総合管理計画においては、計画策定から30年間の公共建築物の縮減目標として、面積総量の30%縮減を掲げておりますが、役場庁舎をはじめ、町民会館、屋内多目的運動場などの大型公共施設の建設などにより、計画策定時の面積総量から3.97%増加となっております。

今後の考え方ではありますが、公共施設等の総量適正化のために、本計画において掲げている複合化・多機能化・統合・広域化・廃止といった方策を目標達成に向けて進めていくという考えに変わりはなく、現在建て替えを計画している図書館については複合化の検討を、公営住宅については長寿命化計画により管理戸数の縮減を、ごみ処理施設については近隣市町との広域化による中間処理施設の整備を検討しているところであります。

また、未利用施設については、他の利活用を検討しながら、老朽化が著しく危険な建物と判断される場合は計画的な解体を進めることとし、今年度は旧地域振興センターと旧役場分庁舎の解体除却を国の補助制度を活用して実施し、新年度においては、旧ゆうあいセンター解体に向けた実施設計委託と旧古梅小教員住宅2棟の解体工事を計画しているところであります。

人口減少と少子高齢化が進む中で、町民ニーズを的確に把握しながら、適正な公共施設の配置を検討していく必要があります。引き続き、公共施設としての機能確保を図るとともに、公共施設の最適な配置に努めてまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

3点目の自然や潤いを感じられる空間・景観づくりと子供たちが安心して自由に集まれる環境づくりについてであります。公園、緑地の整備については、平成28年3月策定的美幌町公園施設長寿命化計画に基づき、平成28年から4か年で4公園の遊具を更新し、公園施設の修繕も継続してまいりました。また、公園樹木についても、剪定及び伐採など、景観に配慮しながら管理しているところです。

新たな公園整備の計画はありませんが、毎年度実施している遊具等法定点検結果を基に改築、修繕を行うとともに、公園樹木の管理を徹底して、安全で安心して利用できる公園の提供を継続してまいります。

なお、本町では、平成14年に柏ヶ丘公園に隣接する駐車をローラースケート場として整備し、夏場のローラースケートやローラースキーの練習場として利用され、最近では若者を中心にスケートボードとして利用されている状況にあります。

今後は、住民のニーズに応じ、既存施設の有効活用や民間活力を得た施設提供に努めていきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしく

お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） それでは、逐次、再質問させていただきたいと思います。

まず、認識の統一というか、果たして美幌町はコンパクトシティーとなっているのかという点です。

確かに、駅から美富まで2キロメートル程度しかない本当に小さい町であることは確かです。

ウィキペディアによりますと、都市的土地利用の郊外への拡大抑制と中心市街地の活性化が図られた生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくは、それを目指した都市政策のことをコンパクトシティーと言っているということで、ちょっと難しい表現になりましたけれども、簡単に言うと、コンパクトシティーの発想としては、歩いて行ける範囲を生活圈と捉えると言っているのです。要するに、それがコミュニティーの再生や住みやすいまちづくりを目指そうとするものだと言っております。

使いやすい公共交通があるのか、公共交通の空白地域がないのか、マイカーがなくても、行政機関や通院、買物が可能かどうかということ、かえって都会の下町のほうがコンパクトシティーと言えるのではないかと思います。例えば、札幌で言う路面電車沿いに住んでいる方々のところが大体コンパクトシティーなのかと思います。歩いていけばどこでも路面電車の駅があり、路面電車を使えばどこにでも行ける、そういうものがコンパクトシティーなのかと思います。

美幌町で言えば、それをイメージしたときに、美幌町のコンパクトシティー化率というのは、私としては80%前後ぐらいなのかなという認識なのですけれども、その辺について、町長はどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 一般的にコンパクトシティという捉え方として、今、一つの例を言っていたいただきましたけれども、美幌町が半径2キロメートル以内に固まっているという意味では、本当にコンパクトシティと言えるかと思えます。ただ、本来、国が進めているコンパクトシティという概念の捉え方となかなか一緒にならないのではないかと私は思っています。

今おっしゃったように、都会の下町というか、歩いてという意味からいけば、端から端はちょっと別ですけども、その範囲を歩いていける部分においては、ある程度都市機能がまとまった町ではないかと私は思っているので、コンパクトシティという概念をきちんと共通させないと、なかなか話が合わないのではないかという認識を持っています。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 先ほどもありましたように、公共交通機関がそれぞれの地域に網羅されて、その公共交通機関を利用して、行政にも行ける、病院にも行ける、買物にも行けるとなればコンパクトシティになってくると思うのです。

いずれにしても、4月から新公共交通計画に基づく新路線バスとか、デマンドバスとか、先ほど執行方針にもありました公共施設の移動送迎サービスも計画されているということで、その成果を見て、それらが完璧に動けば、本当に移動も便利なコンパクトシティになると思っております。ぜひ4月から始まる新公共交通計画に期待をしたいと思います。

続いて、長期ビジョンとなるまちづくりの将来都市を明確にして、その実現に向けたまちづくりの基本方針を示して、ゆとりのある魅力のあるまちづくりを進めていくということで、美幌町については、そういうことを目的とした美幌町の都市計画マスタープランをつくっています。それについ

ては、非常にすばらしい計画ではないかと思えます。その中でゾーニング分けして、ゆうゆう商店街とか、借上げ住宅とか、生活モールとか、沿道サービスゾーンとか、駅前ゾーンとか、すばらしい計画があるのです。これを見ると、このとおりにやっていくとすばらしいまちなか再生できるのではないかという認識を持っています。

都市計画マスタープランの中に、中心市街地活性化基本計画というのが四つ目標を掲げています。例えば、生活環境と住環境の共存とか、環境に優しいまちづくりとか、にぎわいのある魅力的な商店街づくり、4番目として、美幌らしい交流都市づくりと掲げていますけれども、美幌町中心市街地活性化基本計画の実行状況というか、現状はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 中心市街地活性化基本計画を平成16年につくって、それを基に、行政の役割、それから、民間というか、町の人たち、商工会議所を中心とした商店街の人たちがどういうふうにするかというものを分担してやってきております。

その中で、私ども行政とすれば、例えば、道路の整備とか、公園をつくったりとか、まちなかの居住の考え方でいけば、町が直接つけれないということで、借り上げ公住制度で住宅を増やしていったり、そういうことはしてきていると思っております。

その中でいけば、町が進めたことは、当時はある程度できているのかなと思っております。

例えば、まちなかにあるかどうかは別としても、当時、保健福祉総合センターをつくるとか、これは私どもではないですけども、郵便局を建て替えるとき、町の中に郵便局の建設事業ということで、ちょっと奥まっていたところから表のほうに出てきてくれています。

そういう意味でいけば、ある程度できて

いるのですけれども、問題は、当時で言う何をもってにぎわいとするかというものがやはりまとまらなかったというのが、当時つくった計画の中で未実施なのかなと思っています。

そのまま今までにきているのも事実ですし、次の質問の中で言われているにぎわいについても、どういうふうに皆さんが捉えるかというところが詰め切れなかったという中においては、答弁書にも書いてありますが、その辺は会議所なり商店街の人たちがどう考えていくかというところがまとまってこない、次へ進められないという思いは持っております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 美幌町の都市計画マスタープランを今年度以降にまた見直していくと先ほどありましたけれども、その中に、今は第2期ということですが、過去の第1期のときに、旧自動車学校のところからみどりの村にできる道路を幹線道路として橋をつけようという計画があったようです。第2期にするときには、当然お金がかかる話ですし、実現性がないということで外したという経緯がマスタープランに載っていました。

確かに、車を持っている方は、例えば、みどりの村に行くのであれば、大正橋とか美禽橋を通れば簡単に行けると思うのです。ただ、小学生とか中学生とか、車を持っていない高齢者等を含めて、歩いて行くには、あの真ん中を突っ切るのが一番早いと思うのです。

昔、網走川沿いには達美のつり橋とか、さらに昔ではたしか上美幌辺りにもつり橋があったと思います。だから、大きな橋をつくれば何十億円とお金がかかるのですけれども、例えば、つり橋とか、最低限、歩道の橋もつくれば、みどりの村もある程度は活性化できるかなという思いがあるのですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 当時も、今もそうなのですけれども、都市計画をつくっていく中で、計画は計画で、ある程度ルールに沿って、かつ、それで補助をもらったりする上では、やはり形にしなければいけない。それが現実としてお金をかけてそこまで進めていけるかということを考えますと、なかなかそこまではできないのも事実かなと思っています。

私も、その当時、あそこに橋を架けたり、要は橋を架けるといっても、川をまたいでみどりの村にどう行くか、反対側に行くという場合にはどういう方法があるかという話をしたときに、私は担当ではなかったのですけれども、ちょっと企画をやっていて、別に橋でなくても、例えば、人が渡れるようなものとか、お金をかけないでそういうものをつくることは駄目なのかと、同じような発想をしたことがあるのです。ただ、一つの計画として、実効性としては、よっぽど強い思いがあって、それから、今言われているのは、防災というか、災害時にどうするかということなのです。

例えば、橋を架けるとか、そんなに深くないのであれば、そこを渡っていけるようなものをつくっていければいいのではないのかという話をしたときに、防災上、何かあった場合にどうするかというところが優先されてしまうということで、なかなか難しい部分があると思っております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） なかなかいい発想だと思ったのですけれども、やはり実現は不可能なのかなと。

第2期の計画ででしょうか、みどりの村もレクリエーションゾーンということで書いてあるのですけれども、くつろぎの触れ合いの交流拠点として、峠の湯びほろが書かれています。くつろぎの拠点とはなるのですけれども、本当にあんなに遠くて触

れ合いの拠点になるのかなという思いがあります。やはり、もっと中心市街地、まちなかに持ってくれば本当に触れ合いの交流拠点になると思います。今、4年間、指定管理を延長しましたがけれども、4年後の前にどうするかという結論を出さなければならぬ時期が来ると思うのですが、まちなかに持ってきたら、すごく皆さんが集まる拠点になり得ると思うのです。その辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 町をどうつくっていくかということと、今ある点在化している施設をどうつなげていくかということは、分けてもいいのではないかと、整理の仕方がちょっと違うと思っています。

例えば、ふだん住んでいる方々が一つの生活空間としてどういうふうな形成をすべきかというならば、今言うような市街地とか、集落を中心として、住居やいろいろ固まっている部分と郊外にあるものをどうつなげていくか。

今回、いろいろなことで考えたのは、何か計画をつくる中において、そこをどう結ぶというのは、公共交通をどうしていくかということを考えていけば、いろいろな解決ができるのではないかと、重点的にやりましょうと。

バスを走らせても、バスに乗る人が少ないというのであれば、デマンドとか、必要に応じて動くような体系をどうしていくかということ、他のまちもいろいろやっているし、私もいろいろ見せてもらったり、研究した中でいけば、担当の部分でそのまとめをして、皆様にお示しとおりで、まずは交通体系を少しでも今よりよくすれば人の動きは出てくるだろうというのが今の考えであります。都市計画のマスタープランとか、それをどうつくっていくかというのは、機械的にやらなければいけないところがあるのですけれども、それに踏

み込んで次にどうするかというのは、これもまたなかなか難しい問題ではないかというか、お金が伴うということにおいては、そういう思いであります。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今、町長からも若干出ましたけれども、やはり、まちづくりというのはすぐにできる話ではないと思うのです。やはり、20年、30年、あるいは50年を見越して、青写真を描いて計画をつくるのが大切だと思うのです。その一環として都市計画マスタープランをつくっていると思うのですけれども、将来構想に基づいてもっと具体化していかないと、なかなか実現は難しいと思うのです。

何を言いたいかというと、今、グランドホテルが空き地になっていますね。そして、旧パチンコのDAIGOROも空いています。あるいは、商店街にも遊休地がいっぱいあると思うのです。民間地ではありませんけれども、それらの土地を再利用するには今が一番チャンスではないかと思うのです。将来構想があれば、ここの土地を先行的に買っていかうと。目的があれば行政で土地を買うことができますし、土地がないと話は進んでいかないと思うのです。でも、将来構想がないと、行き当たりばったりで土地を買うことになってしまうと思うのです。あの辺の裏には、JAさんの土地、元のDAIGOROの駐車場もありますし、非常に広い土地を確保するためには一番いいと思うのです。

そして、道の駅の制度ができたのは平成5年ということで、安全で快適な交通道路環境の提供及び地域振興に寄与することを目的として国土交通省が計画したのが始まりだということです。当時は観光客をターゲットとしていたのですが、今は結構地元の方を取り入れて、上士幌に新しくできた道の駅とか、遠軽の道の駅とか、地元の方も非常に利用して、人が集まるにぎわいの

ある場所となっているのが今の道の駅の形態だと思うのです。今、確かに美幌峠に道の駅がありますけれども、別に一つあっても二つあってもいいとは思っています。今言ったまちなかの跡地を利用して道の駅をつくるのだと。ただの道の駅ではなくて、複合的な道の駅を整備する、そこでにぎわいを取り戻すという考えもあると思うのです。

そこには、宿泊施設があったり、温泉があったり、にぎわいのある公園があったり、先ほどあった未来を志向した図書館があったり、そういったものが道の駅の周辺にあれば、そこに人が集まってきて、自然とにぎわいができるのではないかなと思うのです。そのためには、段階的に、まず青写真を描いて、大きな30年、50年先の計画を持って、その計画に沿って一つずつ土地を買っていくとか、一つずつものを建てていくとか、一遍に買って一遍に建てるのは当然無理な話ですし、資金もかかる話ですが、まずそういう計画をつくるのが大事だと思うのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 計画をつくるということに対しては、異存はないというか、そのとおりでと思います。

その中で、私もずっと長く美幌にお世話になった中で、将来に向けて、皆さんと客観的に、この町がどのように、例えば、公共施設もそうですし、ホテルなどの施設が配置されることがいいのかということに対して、きちんと論議をされてこなかったのではないかなと思うのです。

私は、今、担当にも言って、危惧しているのは、計画をつくるということでコンサルを入れて、取りあえず皆さんに意見を聞きましたというように、要は、形だけではなくて、本当に具体的に今後10年、20年、50年という中でどう考えていけるのか。

そういう意味でいけば、今回、北見工業大学と包括連携協定を結んだ中で、まちづくりとか、都市計画とか、私も昔にそういうのをやらせてもらったのですが、客観的にきちんと考えてどうするという評価も含めてやっていかないと、なかなか難しいのではないかなと思っています。美幌町はそういうことをやる必要があるし、みんながそうだよねと言ったときに、では、みんながこの土地を買いましょ、こうしていきましょということではみんながまとまってできるかできないかの問題だと思います。私は、何とかそれをやりたいと思っはおります。

もう一つは、にぎわいという言葉が質問の中にありましたけれども、にぎわいとは何なのかということをもう一回みんなと考える必要があるのです。要は、町の中心に人が来ればいいのか、商店街がもうかればいいのか、観光客を寄せたいのか、そのことも含めて、誰をターゲットにして、誰が主体としてこのまちをどうしていきたいのか。

私が今考えているのは、まずは町に住んでいる人たちが好きなどころに行けるような、自由に動けるような環境づくりをする必要があるということで、これに力を入れているのですが、今後は、今言ったような計画をつくるためには、客観的な物の流れの中でまとめ上げていかなければ駄目なかなと思っています。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 町長、今年以降がチャンスではないですか。先ほど言った都市計画マスタープランを新しく策定しようという話ですから、町長の任期はあと1年しかないですけれども、逐次立ち上げて、町民の声をいろいろ聞いて、ぜひ新しい都市計画マスタープランに町長の思いを残せるような計画をつくっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 誰がやるかということではなくて、やはり皆さんとそういう話をしていかなければいけない時期に来ていると思うのです。それはなぜかという、公的な資金も含めて使うというときに、やはり皆さんと、みんながこれをまとまってやらないとこの町はよくなりませんと私は痛切に感じるのです。

そう考えると、今、いろいろな計画をつくろうとしたときに、やはり担当と話したのは、ただつくればいいという話ではないよね、ここをみんなとつくった以上は、ちょっとスローでも、何とか20年、30年かけてやろうと。そういうことをやっていかないと駄目かなと思っているので、まず、皆さんとそういうものをしっかりやる努力はしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 大賛成です。ぜひ町民の意見を取り入れて、議会議員の協力も得ながら、ぜひ実効性のある都市計画マスタープランの改良バージョンをつくっていただきたいので、期待したいと思います。

次に、公共施設の関係ですけれども、現状で使用できない建物はないのでしょうか。例えば、旧ユースホステルとか旧美英福祉寮は扱い上ではどうなっているのか、用途廃止になっているのか、用途廃止でも使用できないとなっておりますけれども、用途廃止で、なおかつ使用できない建物になっているのか、その辺の扱いはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 戸澤議員の御質問にお答えいたします。

まず、旧ユースホステルにつきましては、用途廃止以降、活用が見いだせないまま、現状のまま残っている状況です。

また、美英福祉寮についても、平成27

年に用途廃止して以降、普通財産という扱いで施設が残っている形となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 用途廃止で財産に残っているということは、一応、用途廃止の中のさらに下の区分で使用できる、使用できない区分があったと思うのですが、使用できる部類に入っているということよろしいのですか。

○議長（大原 昇君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 御質問にお答えいたします。

普通財産として管理しておりますので、一応使用できるというか、町で管理している財産区分には入る形になっております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） この施設の解体においても、公共施設管理計画はありますけれども、解体の特出しの計画はないですね。例えば、旧美幌中学校跡地は令和何年頃に解体するとか、美英福祉寮は何年頃に解体して幾らぐらいかかるとか、そういう計画がないと、なかなか実行できなくて、行き当たりばったりの解体になってしまうと思うのです。

そういう計画があれば予算措置もできると思うのです。あるいは、旧美幌中学校を解体するには1億円以上はかかると思いますが、公共施設基金が使えるかもしれませんが、この期間に何を解体する、この時期に何を解体すると決めておけば、それに基づいて基金を上積みすることもできるし、ぜひつくるべきだと思っておりますけれども、その辺はどうですか。

○議長（大原 昇君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 御質問にお答えいたします。

未利用施設の解体の件につきましては、現在、内部で20戸程度空いている状況の

建物ということで計画は持っているところ
です。

ただ、計画的に解体を進めていきたいと
考えてはおりますが、解体に大きな費用が
かかってきますことから、その後の跡地利
用が見込めないと、なかなかすぐに解体と
いう状況にも行かないところかと考えてお
ります。

先ほど答弁の中にもありましたが、今年
度、補助事業を活用しまして、地域振興セ
ンターと旧役場分庁舎を解体しているところ
でありますので、今後もその時々々の有利
な事業等を活用しながら、財政規律を守
り、適切に管理していきたいと考えており
ます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さ
ん。

○1 番（戸澤義典君） 跡地利用という部
分が入れば、なかなか解体に踏み切れない
と思うのです。今回はゆうあいセンター、
多分、駐車場か何かにするという目的があ
って解体するのでしょうか。旧ユー
スホステルの跡地利用なんてできるの
でしょうか。美幌町役場発祥の地だから何か記
念館でも建てますよとか、次の項目にも入
っていきませんが、公園管理の部分で景観を
うたっていますけれども、景観というのは
美幌町全体の話だと思うのです。

高台にある町全体を見渡せる美幌中学校
が、今は倉庫として使ったりできますけれ
ども、さらに20年、30年たったときに
朽ち果てた状態で残ってしまっている状況
は景観的にも悪いと思うのです。多分、見
た感じでは、今のところ一番除却費がかか
る建物なのかと思います。

先ほど、20か所ぐらいあると言いまし
たけれども、旧美幌中学校はそこに入っ
ていますか。

○議長（大原 昇君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 旧美幌中学校
につきましては、今お話がありましたとお

り、現在、物置として各部屋を使用してお
りますので、この計画の中には入ってい
ない状況となっております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さ
ん。

○1 番（戸澤義典君） 当然、使用してい
るものは入っていないと思うのですけれ
ども、私が言いたいのは、現在使用してい
るものでも、10年後、20年後には絶対
に使用できないという建物がありますね。
そういうものも含めてそういう計画に入れ
ておかないと駄目だと思うのです。そうし
ないと、使えなくなってから入れようかとい
う話にはならないと思うのです。そのた
めの計画ではないですか。今は物が入っ
ているけれども、将来的に20年後、30
年後は絶対に使えないですね。だから、
これは30年後に解体しようかと入れてお
かなければいけないし、30年間で解体
費用を積立てができるではないですか。
今使えないものだけではなかなか完璧な
解体計画にはならないと思うのですけれ
ども、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議員の御指
摘のとおりだと思います。

先ほど課長から答弁させていただきました
が、町の施設の中で順次解体をしてい
かなければならない施設も数を多く抱
えております。

そういう中で、国の補助金が制度化され
まして、解体に対して5分の2の補助金
が出るというのが数年前に制度化され
ました。このため、年次的に未利用の公
共施設については解体除却を図ってい
きたいということで、今、スタートを切
ったところがあります。

景観という御指摘もありましたが、実
は古梅地区の地元から、旧古梅小の教
員住宅の朽ち果てた2棟があるのです
けれども、非常に景観上も好ましくな
いというお話をいただいておりますので
、令和4年度に解

体をする計画です。

また、旧ゆうあいセンターにつきまして、国保病院の駐車場としての活用が見込まれますので、優先して令和4年度から事業を進めたいと思っております。

ほかの施設も当然順次やっていくのですが、国の補助金の予算づけもありますので、なかなか一気に進めるということにはならないものですから、そこは様子を見ながらやっていきたいというのが1点です。

当然、今後も順次用途廃止していくような施設も出てきますので、それについては計画に追加で盛り込んだ中で、しっかりと対応していきたいと思っております。

一方で、民間の皆様には空き地問題、空き家問題がありますので、しっかり管理をして除却もしてほしいということで町では働きかけをしておりますし、当然、町の施設も、民間の皆さんにお願いする以上、しっかりと取り組まなければいけないと思っておりますので、そこは計画的に対処していきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） ぜひ計画して、なるべく補助金をもらって解体できるように、今後、期待したいと思えます。

最後に、空間・景観・環境づくりということで、公園だけの話になっていましたけれども、私がイメージしたのは、先ほどのまちなか再生、まちなかのにぎわいという観点で、民間地ですけれども、まちの中にいっぱい遊休地がありますが、その中に、広い公園で、樹木が植わっていて、ベンチがあって、コーヒーとかの露店があって、ちょっと水があって、そこで子供たちがローラースケートで遊んでいるというイメージの公園があれば、非常に人も集まるし、にぎわいができるのかなというイメージを持っていたのです。今ある公園というのではなくて、別な意味の公園があってもいい

と思ったのです。

そこに先ほど言った道の駅も併設していればなおさら最高で、本当に黙っていても人が集まってくるのかなというイメージがあって言ったのです。

今のサニーセンターの駐車場のところでローラースケートをやっていますという話ですけれども、私も何回か見たことがあります。自分でポールを持ってきてわざわざ置いて、そこを飛んだりしているのです。どうせだったら、あんな平らなところではなくて、昔、後樂園さんにこんなものがありましたね。ああいうものが公園という形であれば、皆さんは喜んで遊ぶのかなというイメージで言っていたのです。あそこはローラースケートができるようにつくったというのは承知しているのですが、寂しいな、もっとまちの中にああいう施設があればいいなと思っておりますし、先ほど言った道の駅とかに隣接してとか、まちなか再生というのも全部連携した話なのですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） これも本来の答弁から外れるかもしれませんが、公園というイメージだと思うのです。

今までは、都市計画に基づいて都市公園を指定されて、つくりなさいという流れでした。私が役場に入った頃の先輩方は、金属の遊具を置いたり、本当に冬場どうするのだという状況でした。

もともとは、他の町村や他の国を見る限り、今、戸澤議員がおっしゃったように、本当に広いところに木があって、本当に暑いときには、皆さんはその木陰を求めて、そこに人が集うと。

例えば、アメリカのゴールデン・ゲート・ブリッジの公園は、本当に自然豊かなのです。人工的ですが、本当に将来を考えてあの用地を買って、今は本当にすごくよくなっているのです。それを見てきたと

きに、やはり公園というのは、そんなに遊具は要らないから、木陰のできる木が何本かあって、ベンチがあってというイメージでありました。

だから、今のところ、少しでも木を植えたりして、多くではなくて、木陰とか、ちょっと危ないかもしれないけれども、木に登れるとか、そういうようなことができるような公園に変えていきというのは、あまりお金をかけずにできるので、時間さえいただければという思いがありますから、本来の御質問からは外れかもしれませんが、しっかりやりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） いずれにしましても、今後つくられる都市計画マスタープランは、プロポーザルでやるのではなくて、町の意見を取り入れて、我々議員とああだこうだともみながら、実行可能な新都市計画マスタープランが出来上がるよう期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、1番戸澤義典さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5時35分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員